

査審議する審議会は置かれていたのであります。火薬類保安行政を一そく適切に遂行していくためには、広く学識経験者の意見を求め、これを制度面、行政面に反映させていく必要があります。行政機構の懶眠を避けつつ、この要請に対処するため、現在の高圧ガス保安審議会を拡充強化して、火薬類の保安に関する重要事項についても、調査審議できるよう改めることとしたものであります。

改正の第四点は、定員の改正であります。定員につきましては、その増加は厳に抑制されるとともし、通商産業省全体としては、三名の

特許庁の審査審判事務の促進及び中小企業行政をすることとしております。

の充実は、緊急の要請でありますので、特許庁については百四十四名、中小企業庁については十名の定員の増加を行なうこととしておりますが、これは、いずれも本省の定員の振りかえによつてまかうこととし、外務省に振りかえる三名を含め本省の定員を百五十七名削減することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨でありますが、今回の機構改正に際しましては、臨時行政調査会の答申を十分に尊重し、行政事務能率の向上と機構の簡素化につとめるとともに、定員の増加が必要な部局につきましても、他の部局からの定員の振りかえによつて対処することとしている次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いをいたす次第であります。

○木村委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。
す。伊能繁次郎君。

○伊能委員 水資源局長おいでになるようでござりますから、最近の水資源の開発、管理の実情に

ついで伺いたい。ことに水資源局が経済企画庁に発足した数年前には、非常にこの問題が大きく取り上げられておりましたが、その後水資源開発公団の発足等で、事務的には全体としては非常に円満なる運営をしておると私は聞いております。そこでござりますが、最近の水資源行政の実情、並びに運営の内容等について、ひとまず全般的にお話を伺えれば幸いだと思ひます。

○鈴木(喜)政府委員 簡単にお答えいたします。

御承知のように、三十七年に水資源開発促進法及び公団法が施行になりました、自來約四年ちょっとたったわけでございますが、この間におきまして、御承知のような非常に複雑な水行政について、これが地域的な、緊急な対策を促進しようとしたことで、こういう関連法律ができたわけでございますが、約四年間、どうやら各省が共通の土壤といふか、こうで企画庁の役割りが果たせるようになりつあるというの、現状ではないかと申しますが、この間、最初に利根川及び淀川水系を水資源開発水系として指定いたしまして、それぞれ基本計画に基づきまして着々工事の進行をはかっております。その他九州の筑後川並びに中部の木曽川水系につきまして水系指定をいたし、筑後川につきましては、ことしの初めに基本計画が一応できただわけでございます。なお、木曽川の水系につきましては、目下基本計画の策定をやっている最中でござります。事前に水系指定いたし、基本計画のできました利根川及び淀川につきましては、御承知の如く矢木沢、下久保ダム、その他のダム、あるいは最近におきましては利根川の河口せき等につきまして、目下銃意工事中でございまして、矢木沢は四十一年度には完成する。その前に利根川の導水路が一部完成いたしました。これは一部完成と申しますか、一部通水いたしまして、昨年の東京都の異常渇水の際に相当な役割りを果たした、こういうような状況でござります。

度の目下国会に提案されておる政府の予算関係として、利根川水系等についてどういう御計画があるか、その具体的な内容がまだ予算の提出中でこまかいことはあるいは御計画にはなっておらないかとも存じますが、大体どういう状況になつておるか。同時に、水資源開発審議会が設置せられておると思いますが、その運営状況、年に何回ぐらい水資源開発審議会が開かれておるか、その点もあわせてお伺いいたしたいと思います。

○鈴木(喜)政府委員　ただいま国会に提案し、御審議願つております昭和四十一年度予算に関連いたします水資源開発関係の予算、特に企画庁の關係でございますが、それは一つは企画庁プロ・ペーの予算でございまして、これは四十年度から新規に水資源開発基本計画調査費というものをつくりまして、昨年は三千万円でございます。ことしはそれを三千五百万、ただいま予算案として国会に提出中でございます。

それから公團事業のほうでございますが、公團事業といたしましては、利根川、淀川、その他木曽川の一部につきまして、公團の事業規模としまして二百五十三億、昨年が二百十億でございますから、約二割の増でございます。この予算をもちまして、利根川水系につきましては、先ほど申しましたように矢木沢ダムは四十一年度で完成、それから下久保ダム、河口せき、導水路、群馬用水、印旛沼開発等につきましては、それぞれ予定の工期で終わる程度の予算を盛り込んでおるわけであります。その他、利根川水系につきましては、神戸ダムが昨年は実施設計でございましたが、四十年度より着工という内容になつております。

それから淀川水系につきましては、継続事業としましては高山ダム、青蓮寺ダム等が、それぞれ予定工期に合わせて予定しておるわけでございました。その他昨年実施設計のございました室生ダム、正蓮寺川利水事業につきましては、着工を予定しております。

木曽川につきましては、水系指定をいたし、まだ基本計画はできておりませんが、長良川の河口

せきにつきまして、実施設計の調査費を予算案に盛り込んであるわけでございます。
それから御質問の第二点の水資源開発審議会でございますが、水資源開発審議会につきましては、それぞれの本系につきまして部会を設置いたしまして、基本計画策定に至るまで、部会はそれぞれ数回現地並びに東京におきまして部会を開催いたしまして、その部会案のまとまりたところで審議会にかけて基本計画をつくつておるわけでございます。毎年大体三回程度開催いたしております。
○伊能委員 それから私が特に今日お尋ねをし、お願いをしたいと思いまることは、印旛沼の導水計画については、おかげでたいへん順調に進んでおりますので、これは地元住民の非常に感謝しておりますことと存りますが、利根川の下流の潮どめダムにつきましては、これまた最近の画期的な計画として、沿岸住民並びにこれを利用する水関係の者は、上総用水、あるいは大利根用水等の今後完成によって、畠地かんがいその他地広く千葉県東中部、東の真中辺までその利益に均てんできるということでおいたへん喜んでおりますが、当面の問題として、あそこに潮どめ堰堤ができることによりまして、東庄から銚子の河口に至る沿岸の農民の問題がございます。それは現在茨城県並びに千葉県の許可を得て、現に河川敷になつておるところが、だんだん土がたまつて耕作適地になつておる、それを千葉県茨城県の県庁の許可を得て農民が耕作をしておるわけです。もし潮どめ堰堤が完成をいたしますと、堰堤から上流には、今日では渦水期には御承知のように塩水がずっとさがのぼつてしまつて、御承知のように常陸川はそれを防止するためにはああいう堤防ができましたし、利根の下流の潮どめ堰堤もその効果があるわけですが、だんだん土がたまつて耕作適地になつておるところを、県の許可を得て両岸で農民が現に耕作をは、塩害を受ける被害度が非常に強くなります。こういうことを沿川住民が非常に心配をいたしておりまして、ことにいまの河川敷になつておると

しております。それで、そこへ護岸の問題です
が、事実上護岸がほとんどないという状況で、も
し潮どめ堰堤が完成する際に、その点もあわせて
御調査を願い、何らかの施設をしていただきませ
んと、せっかく両県の農民が長い間努力をして耕
作適地として米、蔬菜等を植えておりますのが、
一朝にして塩水に浸され、あるいは水に浸される
というような状態になるということで、目下沿岸
住民がいろいろ協議をいたしておりまして、私ど
も、そういう問題については、水資源担当の経済
企画庁長官並びに水資源公団に十分まだ早い時期
にその点を陳情をして、適切な措置をとつていただき
よう。それで、私はもうすでに御当局のほうへ
そういう陳情が参つておるかと存じますが、そ
ういう重大な、そこへせきをつくることによつて下
流のほうに塩害の非常な招来のおそれがあるとい
う事態をひとつ御認識いただきまして、今後の御
計画において、水資源公団のほうへも私お話しを
するつもりではおりますが、水資源局におかれ
て、その点の御調査を願つて、適切な御処置をい
ただきたい、かように考えておりますが、御承知
かどうか、その点もお伺いいたしたいと思いま
す。

の間に十分に調査をしてそれぞれの問題を解決するということ、地元の了承を得て工事を始めておるような状況でございます。なお、ただいま先生御指摘の具体的な点につきましては、必ずしも十分承知しておりませんので、十分研究した上で、公団が補償なり関連工事なりというかつこうでやるか、あるいは建設省が工事をやるか、これらの方につきまして十分検討したいと思います。

○伊能委員 たいへん周到な御配慮を願つておるようございますが、建設省のお話が出ましたので、私ども建設省にも大きな関連がありますから、あわせて陳情をいたし、協力を願いたいと考えておりますことは、建設省のドレッジャーがあこへ入っております。ドレッジャーの能力が必ずしもあまり大きなものないので、沿岸の農民の期待に十分沿つておらないようありますから、建設省のドレッジャーによつていまの河川敷になつておるところをある程度土盛りをいたしますと、私は、護岸も比較的楽になるし、沿岸の塩害の被害を受けることも少なくなると思いますので、この問題は建設省と水資源開発公団とで協力をしていくことによって、あまり金をかけずに当初の目的を十分に達成することができるのではないか、かようにも考えておりますので、その辺のところも、調整の機能を持つておられる経済企画庁の水資源局としてあわせて御検討、御調査をいただきたい、かように思います。

○鈴木(喜)政府委員 十分検討したいと思います。

○伊能委員 経済企画庁長官が見えましたから、私の質問をこれで一応終わります。

○木村委員長 稲村隆一委員。

○稻村(隆)委員 山村振興法の問題につきまして長官にお伺いしたいのですが、現在農村特に山村の生活は非常に悲惨でありますて、現に百万人から出かせざり出ております。そのうちひどいものになりますと、暴力團にさらわれたりあるいは殺

されたりしている者すらあるわけです。この間も二十三日に出かせぎ者の大会をやりましたけれども、いろいろ実情を聞きますと、実に涙を禁することができないような多くの問題もあるわけであります。そういう農山村の窮状を助ける意味におきまして、昨年制定されました山村振興法といふものは、非常に期待を持たれたわけであります。ところが、この施行令をいま見ますと、これは全く実情に沿わないような点が多くある。特に考へられることは、この山村振興法の精神を全く逆のほうに持っていくようになつておられます。それは全く異なるわけであります。たとえば、これはほかの県も同じでありますから、私の新潟県の実情から見ますと、あの施行令では山林が七五%あるところに適用することになつておりますが、それにまつづいて、私どもの県などでは、七五%ある市町村が二十六該当する。ところが、他の市町村で当然山村の指定を受けなければならぬところが約三十カ所もあって、それが指定を受けることができない。ただ山林の率だけをめどると、たとえば私どもの県でも、西蒲原の巻町とかあるいは岩室村、あるいは弥彦、有名な弥彦神社のあるところですが、こういうところは適用されるのではあります。こういうところは適用されて、それで東嶺城郡というところがありますが、ここは全部山で、もう一番貧乏地帯です。そういうところは全然適用されない。山林が七五%という率に該当する場所がないのですから、そういうようなことに困るなつておるわけであります。私は、こういうふうな施行令は改正する必要があると思うのです。改正しないと実情に合わないから、ほんとうに山村振興法の精神を実際に適用して、山村を救済することにならないと思う。その点長官はどうお考えになつておるか、お尋ねしたいと思います。

見るのが適當じゃないかというような御意見もあつたようには思われますので、現在のような政令になつたわけでござりますけれども、将来これが運用をされていく場合に、いまのお話しのような問題があるは出でくるかと思います。そういうような場合には、さらに検討をしていくことになります。こういう点はやはり即刻改めて、適用されなければやつていけないようななところを先にやるべきじゃないですか。こういう施行令をどうしてきましたのだとということなんですね。ただ山林の率なんかできめれば、そうなりますよ。非常に裕福な——非常にと言うと語弊があります。農村には非常に裕福なんてありませんが、かなり裕福なところが救われて、全くにちもさっちもいかないようなところが救われないということになるのですよ。そういう点は、ぼくはやはり率直に改めるようにならいいと思うのですが、やはり長官はそういう点は即刻改めるようにするお考えはありますか。改めていただきたいのですがね、こういう間違つてある点は。

○藤山国務大臣 経緯につきましてなお局長から御説明申し上げますから、お聞き取りください。

○鹿野政府委員 山村の要件を政令で定めたわけでございますが、それはたゞいま長官から御説明をいたしましたように、法律制定の当時いろいろ議論がありまして、この法律は与野党の議員立法でできた法律でございますが、その間提案者の方々の御意向も、林野率のなるだけ高いところで、七五%ぐらいのところで線を引いて山村といふとの要件として考えたらどうかという御意思なり、御意見があつたわけでございます。それを受けまして、政令といたしましても七五%の林野率ということと山村の要件にしたわけです。ただ、

山村の要件として林野率七五%、また人口の密度
その他の要件も若干ございますが、そういうことと
て山村ということで考えるわけでございますが、
ただ、この山村振興法によりまして、その中で振
興山村と指定いたしますのは、さらにいま先生の
おっしゃられましたように、非常に裕福な村とか
いうふうなことについてはいろいろ配慮して、実
際にある程度困っている、また困っているが、同
時に将来振興するに足るようないろいろな要件を
備えたところについて、振興山村として指定して
いくというふうになるわけでござります。

かねです。全然、と言つては語弊はあるけれども、ほんと救わぬでもいいようなところ、先ほど言つた弥彦のようなところ——そういうことを言えば弥彦の人にしかられるかもしけれども、いろいろ言えば議員なんかも差しさわりがくから言わぬのが当然かもしけぬが、私は率直に言うのです。こういうふうなことで、何で山村が救われますか。膨大な東頃城全体なんか、何も指定されないですよ。こういうふうなことはだめだと思う。悪く解釈すれば、りっぱな法律はつくるけれども、適用するときには、金がほしい、何がほしいなど言つた弥彦のよ

この要件の備わつたところが、すべて振興山村になるというわけではないでござります。
それからいま御指摘の単に林野率の問題だけではなく、たとえば段々畠の問題、もうこれは新潟のみならず、鹿児島とかその他にもたくさんそういう地域がございます。いろいろ問題になる点がありますが、当面ただいまの政令で出発して事業をやっていただきたいと思っておりますが、将来の検討すべき問題であると、われわれの事務当局といたしましても考へているような次第でございま

飾るだけのようなことではどうもしうがない。役人が法律をつくるときには、むろん法律をつく人は非常に冷静だから、情義だとかあるいは人情だとかいうものがからまぬのが普通だらうけれども、法律はやはりそんなものじゃないのです。山村を救うのだから、山村振興法なんだから。われわれの県だけでも三十カ所もそういう山村指定を受けないところがある。山林が七五石以上ないからといって、まるきり適用されないところがある。そしてたいした救う必要なところが適用されたりするような、こういうふうなものがあ

○稻村〔監委員〕 どうもほくはそういう答弁を聞いたところで納得できないですよ。答弁になつてないのじやないかと思う。私の言うのは、そういうふうなしゃくし定本なことをやつて、實際はこれは全くわれわれの県でもそうなんだから、当然受けられる一番悲惨なところを救わなければならぬのでですよ。法律の施行では、なかなかいろいろむずかしいことがあってそやはいかぬのかもしれぬけれども、法律をそういうふうな実情に合わせなければだめですよ。たとえば、何度も繰り返すようだけれども、われわれの県で東頸城といふのは一番悲惨なところです。私の選挙区じゃないですからね。そういう悲惨なところから先に救わなければ、あなただめじやないですか。そういうふうな実情を考慮して、法というものは執行しなければいかぬですよ。政令をつくらなければい

るから、これは改正しろと私は言うのです、施行令を改めろ、こう言うのです。それを聞けばいいのです。それを改めるとはつまり、これは長官の答えだけではなくして、事務当局としても当然言つても差しつかえないじゃないかと思うのですけれども、その点はどうですか。

○藤山国務大臣 山村振興法は、稻村委員のお話のように、山村で非常に貧困な村、そういうものを救うということが目的であることは当然であります。ただ、どこに線を置くかということが、なかなか政令等をつくりますのに基準がむずかしい。ただ役人の手かげんというわけにもこれはいかない。ある基準を引きましたのが、いまお話し申し上げましたように、当時、議員立法の関係から、提案者の御意見、委員会の御意見等が、林野率七五%ぐらいのものが一番山村として認定される

なんという話は、これは間違っていると思う。第一、そういうことは何を基準として施行令をつくったかということを、私は實際不審に思うのですよ。どういう根拠をもつてそれをやつたかということです。そういう法律のことは私は全然違うとでよくわからないけれども、大体山林を基準としてやつたなんというのはおかしいじゃないですか。

○鹿野政府委員　日本の国土の中で平野面積が十数%でありますから、残りはほとんど山地ということになるわけでございます。そうしますと、山村を対象といたしますとほとんど全国をおおうわけでござりますけれども、日本全国全部を振興するというふうなことになると、施策そのものも弱まってしまうので、できるだけといいますか、ある程度山村らしい山村にしぼっていこうというふ

○稻村(陸)委員 しつこいようですけれども役
人の方が政令をつくるときにいつもぼくら不満な
人ですが、われわれ悪意に解釈するかもしれない
れども、法律はりっぱなものつくつておいて、
政令をやるときには金をなるべく使わぬよう、
それを抑制するようなことばかりやつて、いるの
じゅないかというふうな疑いをわれわれは持つて
いるわけなんです。それで山林の七五%以上なん
といふものを基準にしたのじゅないかと、私は
疑つているのです。さつき言つたとおり、山林なん
か持つてゐるところは、まあ何とか木を売つたり
して食える。山林も何もないところ、そういうと
ころが、実際問題として一番救わなければならぬ
ところなんですよ。それを第一、山林を基準とし
て施行令をつくるなんということが——そもそも
そういうことを言う人があるとすれば、その人は

た。せひともこれは改めてもらわなければならぬと思うのですが、大体、ほんとう言えば山林七五%以上なんということを基準にしたのがおかしいのだ、実際問題として、山林を持っているようなところはわりあいに裕福なんだから。それはめんどうだらうけれども、農村の実態調査をやれば、収入でも何でもどの村はどういうふうになつてしているかということはすぐわかるのです。そういうふうなことを中心として適用すべきである。どの農村が困る、それはわりあいいいというのはすぐわかるのだから、山林を基準としてやる

のじゃないかといふ御意見もあったように思いますが、それでそういう政令をつくったわけでございますけれども、しかし、法律の目的そのものは、御指摘のとおり貧窮な山村を救うのが目的でございまから、そういう意味において、それらのものをどういうふうに勘案していくか、基準の引き方はむずかしいとは思いますけれども、今後検討いたしまして、そういう基準の引き方が適當な方向で引けるようございますれば、当然改正してしかるべきだと私は思いますので、御趣旨に沿つてその基準の引き方等について検討させてみます。

うなことで、何か基準はという、その一つのよりどころとして林野率、ということが——これは広く申し上げますけれども、立法の当時からその点が非常に議論されまして、林野率を一つの重要なよりどころにすべきだということは、与野党両方の先生方の御意見であったわけです。それで七五%くらいが適当である。そうしますと、大体そういうことで要件に当てはめますと、全国の面積の約五〇%くらいが山村の要件に該当するわけです。全国半分というと非常に大きな面積になりますが、そういった面積の中からほとんど大部分に近い、八〇%近くを思いますが、辰興山村とさう

山林を保護するとかなんとかいう立場でやるといふなら、別問題です。そういう意味でもあるのですか。山林を保護するという問題で施行令をつくったのですか。

〔藤枝委員長代理退席、委員長着席〕

○鹿野政府委員 特に森林を保護するというような意味ではございません。ただ、林野率という問題の中には、いわゆる荒蕪地といいますか、森林のないところ、そういうところももちろん入るわけです。完全に牧野として改良されたところは別であります。一般的に森林のない荒蕪地といふところは林野率に入りますから、森林がなくとも、よりひどいところは包含されるわけです。ただ、段々畑のように実際に耕地ということになつておりますと、林野率に入らない。しかし、実際に段々畑のところでは、森林よりもっと苦労しておられるような実態もあるわけです。そういう点でどういうふうに基準を考えいくかということを、今後の問題としてわれわれも検討いたしたいというふうに思つておるわけであります。

○稻村(陸)委員 だから、私は、林野率を基準に考へるなんということは、実際は必要ないと思う。つまり山村を救うということを中心にならぬ、この点は十分考へて再検討してもらいたい。これでは全く不合理で、そんな林野率は基準にならぬ、この点は十分考へて十分企画庁の御検討をお願いしたいのです。

それで、私は参考に申し上げますが、文部省のへき地教育振興法施行規則というものが、三十四年七月三十日から文部省令第二十一号で出ております。これはかなりよくできております。これをなぞ参考にしなかつた。これは交通機関、医療機関、電気の有無、電話の有無といふなどのを加味してやつておる。だから、山村振興もこれを基準として政令をつくればいい。だから、林野率だけにたよるということは廃したほうがいいと思う。傾斜度とか積雪とか豪雪などを考えなければいかぬですよ。五月一ぱい雪が消えないとこらが、われわれの県へ行けばたくさんあるので

す。北陸、東北、山陰地方に、そういうところはたくさんあるのです。しかし、これはそういう積雪とか傾斜度とかを見てない。交通とかそういうのないところ、そういうところももちろん入るわけです。完全に牧野として改良されたところは別であります。が、一般的に森林のない荒蕪地といふものはあまり加味していない。だから、こういふへき地教育振興法施行規則を参考にすればいいのです。そうすれば、これはもつといいものがでてきたと思うが、どうですか。あなたたち事務当局は、これを参考にしましたか。いつでも法律をつくるときについにいかげんなことをやっておるから、そういう先例があるのに調べもしないでやつてくれる。

○鹿野政府委員 繰り返し申し上げますが、法律の上でも、一つは林野率を高くということが条件に示されて、法律ですでにそういうことが示されているという点が一つございます。また、先ほど先生おっしゃられましたように、僻地という観念よりももう少し幅広く山村の振興ということを考えるものですから、非常に困っているところを救うという問題と同時に、今後農業の近代化の基準地域としての山村地域というものをどう振興していくかということもあわせ考えるというような意味で、ある意味では山村の要件としては非常に幅の広いものを考へるということです。一つのめどを林野率にとつたわけですが、先ほど申し上げましたように、大体こういう要件で考へますと、全国の五〇%近いもの、四八%をこすものが山村の要件に該当するわけで、いわゆる僻地という観念よりもかなり幅の広いものをとつたわけです。

ただ一つの林野率といふをものさしにしたために、若干実態の点で食い違い出ている点が出てきたわけでありますので、そういう点につきましては、十分今後検討をしたいということを重ねて申し上げるわけでございます。そういう僻地の問題は、文部省関係あるいは自治省のほうとはどういうものかということをまず第一次的に考へまして、その山村の中で振興山村といふのを指定していくことになるのですか。また、それをお伺いしたいのです。

○鹿野政府委員 この山村振興法——くどいようですが、山村という要件を備えたもの、この山村は、大体どのくらいあるのですか。また、それをどういうテンポで指定していくのか、それをお伺いしたいのです。

○鹿野政府委員 この山村振興法——くどいようですが、山村という要件を備えたもの、この山村は、大体どのくらいあるのですか。また、それをどういうテンポで指定していくのか、それをお伺いしたいのです。

○鹿野政府委員 この点、企画庁の予算というものは、調査費補助金くらいですから、そういう点はひとついま言ったような点を十分に考慮して、そうして根本的な対策を立てていただきたい、こういうことを希望する次第です。

○稻村(陸)委員 そのほか、建設省、文部省、厚生省についてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、まず建設省にお尋ねしたいと思うのですが、とにかく山村の僻地地帯の問題につきまして、あるいろいろな基準がござります。それらの基準は、今後指定するものが全国で、新市町村の区域単位で考へますと、約千三百くらいございます。そのうち、いろいろな意味で今後振興山村と指定するにあさわらしくないようなものは除外してしまりますが、も

も申し上げかねますが、千三百のうちの相当部分につきまして、この法律は約十年間の时限立法でございますので、これから五、六年の間には、該当する振興山村を大体すべて指定していきたいと

いふうに考えております。ことし七十二でござりますが、来年度は、一応調査の地区として約百ヶ所を予定いたしております。その次からは、もう少しほうにいたしまりたいと思います。

○藤山國務大臣 いまの僻地開発ということと山村というものが、若干食い違つた形があるかと思います。そういう点につきまして、いま稻村委員のお話は、私伺つていてもつともな御意見だと思ひますので、基準等の取り方その他について今後検討いたしまして、十分実情に適するようひとつ考慮してまいりたいと思います。

○稻村(陸)委員 これは事務当局にお尋ねしたいのですが、山村振興計画の実施見通しについてですが、政府は、四十一年度に七十二地域を山村として指定する計画のようですね。

○稻村(陸)委員 そこで、この山村振興法は时限立法なんですが、十年間の时限立法ですね。期間が短か過ぎやしないかと思うのですが、わずか十一年間で、日本じゅうの山村を同法の目的、立法趣旨のとおりあらゆる面で整備をすることができるとどうか、はなはだ疑問に思うのです。これは十年の时限立法では、どうも問題の解決にならぬと思うのです。これはやはり普通の法律としてつくられておるものですから、非常に困っているところを救うという問題と同時に、今後農業の近代化の基準地域としての山村地域というものをどう振興していくかということもあわせ考えるというような意味で、ある意味では山村の要件としては非常に幅の広いものを考へるということです。一つのめどを林野率にとつたわけですが、先ほど申し上げましたように、大体こういう要件で考へますと、全国の五〇%近いもの、四八%をこすものが山村の要件に該当するわけで、いわゆる僻地という観念よりもかなり幅の広いものをとつたわけです。

○稻村(陸)委員 その点はどうですか。

○藤山國務大臣 山村振興は、できるだけ早い機会に、国土総合開発の見地から見てもやるほうが多いのであります。時限立法にしますと、行政当局としても、その間にできるだけやろうといふ決意直す必要があるのじゃなかつたと思うのですが、その点はどうですか。

○稻村(陸)委員 この点、企画庁の予算というものは、調査費補助金くらいですから、そういう点はひとついま言ったような点を十分に考慮して、少なくとも十年くらいの目標でこれをやるという決意でやつたほうが適當じゃないか、私はそういうふうに考えております。

○稻村(陸)委員 この点、企画庁の予算というものは、調査費補助金くらいですから、そういう点はひとついま言ったような点を十分に考慮して、そうして根本的な対策を立てていただきたい、こういうことを希望する次第です。

○稻村(陸)委員 そのほか、建設省、文部省、厚生省についてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、まず建設省にお尋ねしたいと思うのですが、とにかく山村

れはやむを得ないと思う。財政上のいろいろの点からそれはわかりますけれども、たとえば建設費の関係ですか、山村指定の七十二地域に対する町村道の事業費は、九億六千万なんですね。つまり、一地域に千三百万にすぎない。これで、どなだけの道路の設備ができるか。どのような条件の中で、どのような状態の道が、どれくらいの長さまでできるか。これを具体的に聞きたいのですが、私は全然建設関係はしらうとでわからないのです。が、たいしたものじゃないと思うのですが、この点ひとつお聞きしたいと思つております。

○伊藤説明員　お答えします

たたしまの山林保険の算定値が一億六千円と申しますのは、事業費ではございません。国費でございまして、事業費に直しますと、十四億四千五
というふうに相なつております。これの計画としましては、はなはだ申しわけございませんですが、まだ計画がはつきり立っておりませんので、今後どういうふうに割り切るかということについて山村振興計画の中で考えることにいたしてお
りますので、工種によつていろいろ変わると思ひます。たとえば、橋がほしいというところもござ
いますし、バスを早く通したいというようなところもございますので、延長でどのくらいといふことは、いまあらかじめ申し上げることはできないと思ひます。それと、今後継続して行なうことにな
いたしますので、今年度は、この山村関係の建設省の予算としては初年度でございます。

○福村(陸)委員 これも私は全然しらうとならぬで、建設省当局にお尋ねしたいのですが、山村の道路の整備は、これはもうこれが一番重要ななんですね。鉄道など、あまり人の乗らない鉄道なんか、ずいぶんありますから、こうした鉄道などよりも、除雪の点やその他のいろいろの点においてそういうものをむしろやめて、いい道路をつけたほうが経済的じゃないですか。その点どうなんですか。たとえば、私は私の県しか知りませんから、私の県のことだけ申し上げて済みませんが、小出から会津若松のほうに行く只見線というのがあります

ね。ああ、いうような、あまり人の乗らない赤字の鉄道が、ずいぶんありますよ。あいうものは、道路にしたほうが経済的にも安上がりなんじゃないですか。その点、私はよくわからないけれども、どうですか。

○伊藤説明員 鉄道と道路との比較につきましては、その場所場所の問題があると思いますので、いまちょっと私のほうでお答えできかねます。

○田口(誠)委員 ちょっと関連して。これは長官にお聞きしたいのですが、いまお聞きしていると、十四億四千万の予算をとつているけれども、その使途についてはまだ計画はなされておらぬという。予算編成のときは、予算のぶんどり合いをやつておるのに、これだけの予算を確保しておつて、そうして計画が、使途が明確になっておらぬというようなことは、こういう予算のとり方でいうことははどうもおかしいと私は思うのだが、総合的な計画の上に立って、藤山さんはどういうよう考へですか。

○藤山國務大臣 御承知のとおり、山村振興計画は乍平から始まりまして、いま申して三才まで

に時空をなじめながら、……して、したがって、」とおもつたまうに、七十一地区程度の指定を今度はする。各都道府県から出てまいりまして、そうしてそれを指定していく。したがつて、指定地域内における道路計画ということになるわけでございます。そこでその指定地域がはつきりして、その実情に応じてその設計計画等ができるでござります。ですから、本年度においては十四億の予算をつけ

て、そして七十二地区が指定されれば、その中でこれを使っていく。こういうことでござりますから、この限りにおいては御理解いただいていけるのだと思います。しかし将来どんどんこの指定地区がはつきり指定されまして、その中で道路がまだ前年度はやっていないというものについては、今年度にこういう道路をつくるのだということがはっきりしているものは、予算要求の中でそれが出ていくと思います。しかし、出発点のところでござりますから、いまも申し上げたように、指定地区が確定しない前にどこをどうというわけにまい

らぬ。指定地域ができましたら、すぐに建設省でわれわれと相談し、あるいは農林省とも相談して、その地域を優先的にやるとか、あるいはその地域の橋をやるとか、その地域の道路をやるとかということがきまつてこの十四億を有効に使つていく、こういうことでござります。ですから、おそらく来年になりますと、本年度そういうことを指定した中で、本年度の予算の中だけでやつたもので来年度はひとつやるうというものについては、もつとはつきりしたことが御説明できるようになると思うので、初年度でございますから、ごかんべんを願います。

○田口（誠）委員 答弁は答弁で、そういう答弁よりできないと思うけれども、少なくとも青写真というものはあるわけだ。全く具体的なものの入っておらぬ青写真というものはないわけなので、それで特に私は今年度十四億四千万でも問題にしなければならないと思いまることは、結局建設公債とは言つておるけれども、私どもは實際は赤字公債だと思うのですが、こういう公債を発行しての予算編成のときには、ただいま言うように具体的な用途が明確になっておらずに大きっぽい予算を取つて、そうしてこれから執行するための計画を立ててあるというようなことは、私はあってはならないと思うし、各省ともこういうことをやつておるということになると、これはたいへんなことだと思うのです。これは大きい問題だと思うのですよ。だから、あまりこのことが悪くないような印象を受ける答弁をされておりますけれども、私はこれは大きい問題だと思ひますので、この点についてもう一度答弁をいただいて、なおこれに関連をして——ぼくは関連質問だから本質問のときによりますが、あと長官の答弁を聞いて、他の委員のほうからも質問があろうと思います。私はいまちよと急用ができましたので、残念ながら聞くことができません。これは同僚の議員にあとを譲つて中座したいと思いますけれども、これはそう簡単なことじゃないのです。ほんとうに重い大だと思うので、ひとつそのつもりで答弁して

○藤山国務大臣 御退席になるのはまことに残念ですから、暫時おいでをいただいて……。これは別に具体的目的がないというわけじゃないので、山村振興のために使う予算として確定しておるのです。ただ、具体的にどこをやるかといえば、普通の場合ならば、たとえば何々の河川を改修するとかというような大きな項目がござりますね。しかし、その河川を改修する場合でも、それに橋をどこにかけるかというような問題は、実地調査の上で若干移動していく場合もあるわけでございまして、実施にあたってはやはりそれを考えなければいかぬと思います。もしこの九億六千万円の国費が山村振興以外の目的に使われるのだということであつてはならぬので、これに使われるのだといふはつきりした限定は予算の上でされる。しかし、指定された地区の中、たとえば緊急に橋をつくつてもらいたい、あるいは緊急に道路をつくつてもらいたい、自分のほうは橋でなくて道路にしてもらいたいとか、こういうことが七十二地区の中で起こってくると思います。そこでそれに向かつて使うのでありますと、したがつて次年度になりますと、昨年は自分のほうは橋をつくつてもらつたけれども、道路はあと回しにもらつた、よそに譲つたというようなことが起こつてきました場合に、それじゃ次年度で道路をつくろうといふときには、この九億六千万円の中の内訳がある程度はっきり出てくると思います。しかし、今年に限つてはいま申し上げたような状態でございますから、これは一般的な問題ではないと思います。たとえば他の離島振興の予算にいたしまして、離島関係は非常に大きなものがございまして、必ずしも予算編成のときに、たとえばどこの島の何をやるのだということできめないで、離島関係の全体の予算是こうだということで、その中

地の希望もございます。ですから、それを勘案していくというのは、実情に適した運営になるわけです。それでワクをよそに持つていつちやうのでなくして、ワクを策定している。ですから、その意味では具体的になつてゐると思うのでございまして、全然架空の予算を取つたということには...。

○田口(誠)委員 それは架空というよりも、山村振興の法案を出して、それで今後この法案の目的に沿つて順次事業を行なつていくことだから、初年度にはどれだけ予算が要る、こういうことなのですが。そうすれば、初年度の予算の積算基礎というものがなければならぬ。その基礎は何をやられるのかという一つの質問をしたら、結局いまのところではわからぬ、こういうことだから、法案を出すのだから、まあまあ今年はこの程度というようなことで、どんぶり計算のようなかつこまで予算要求するというようなことは、あつてはならないと思うのです。やはり予算要求するのなら、おおよそどういう方面にどれだけ、どういう方面にどれだけというような一つの基礎があると思うのです。そういう積算基礎が全然明確にされぬ予算要求というものは、私はないと思うので、そういう点について非常にこれは問題があると思うのです。だから、いま御答弁はいただいたが、いまの答弁では不満ですから、同僚の議員からこの問題についてなお継続されると思いますので、またあとから帰ってきてやりますから.....。

○藤山国務大臣 いまお出かけの際に、あまり誤解があつてはいけませんから.....。そういう、つまり大きな意味での積算基礎は、建設省で当然持つておられると思います。それはひとつ誤解のないようにしておいて御退席を願いたいと思います。

〇山内委員 か、道路をつけるということにいたしますと、一地区約一キロというような程度を初年度でやると、いうことで考えております。それが橋になりますと、一キロできないということを申し上げたかったのですがございますが、それをちょっと省略したために、誤解を招きまして申しわけございません。

おきたいと思います。

いまここで稻村先生から資料を借りてちょっと
目を通しますと、やはり初年度ですから、いろいろ
お尋ねの指定地区の問題もあって、確定した積算の基礎
がないといふことは長官の御答弁、わかるので
す。ところが、これの内容を見ますと、たとえば
自治省の山村振興対策特別調査補助金、これはも
う十分の十ですね。十割の補助になつてゐる。そ
れから同じように、山村振興都道府県調査費補助
費、これは二分の一です。それからこれも同じ山
村振興につながる予算ですけれども、審議会費と
いうものも若干ある。事務費も組まれておる。こ
ういうことになりますと、よほど長官のところで
しつかりいまの方針を確立しておきませんと、地
方の陳情が行なわれば、お役人さん方とのひもつき
になつて、予算の獲得で都道府県を苦しめる材料
になる、そういう点を私ども心配するわけです。
問題の起らぬように、特に、あなたのところは
総合調整の役も果たすのですから、いま言つたよ
うに、もう十四億何ぼつかみ取りでいいんだ、こ
れは建設省に流してやろう、自治省には何ぼ、ま
た農林省には幾ら、これはみんな各省にまたがつ
ている予算ですから、こういう予算の組み方とい
うのは、特に片つ方では赤字公債まで出そうとし
て苦しんでおられるのでしょうか、こういうこと
は、お役人の不正をつくったり、中央あるいは地
方公共団体に無益な運動をさせて、陳情によつて
予算をとろう、こういう動きが必ず出てくるので
す。そういう点を私ども気をつけなきゃいかぬ。
なお、もう少し私も次の機会まで資料を集めて、
もう少し深く研究してみたいと思います。

○藤山国務大臣　自治省にしても、何ヵ所どころかそれをつくるというような積算の基礎はござります。ただそれをどこにつくるかというよなところでございまして、いまお話しのような事情とかなんとかでやりますから、御指摘のようなことについては十分注意をいたしました。

○稻村(陸)委員　私の質問しようとしたことは、山内議員がかわってやってくださったので、またあととの機会に譲ってこれで質問を終わりますけれども、ただ今年度の予算の決定額を見ますと、計算は全部してみせんでしたけれども、去年とはとんど同じ。ですから、せっかく山村振興が出たのに、これでは何にも仕事ができないと私は思うので、その点企画庁のほうで十分計画されて、来年度にはもつと徹底した予算を取るように、ひとつ御尽力願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○藤山国務大臣　御趣旨に沿いまして努力いたします。

○木村委員長　大出俊君。

○大出委員　この山村振興課を置く件ですが、これは定員は三名、こういうことですか。

○鹿野政府委員　定員三名を農林省に振りかえて私ども増員していただきたい、こういうことであります。

○大出委員　ですから、山村振興課を新しく置く、そういうことになりますね。

○鹿野政府委員　山村振興課はすでにできておりまして、課長一名が経済企画庁の定員になつておられます。その他各省から応援態勢で派遣された形で課が構成されております。その中の二名だけを企画庁本来の定員にいたしたい、こういうことであります。

○大出委員　合計何名になりますか。

○鹿野政府委員　現在は、課長以下臨時職員まで入れまして十名でやつております。

○大出委員 いまの企画庁の内容を調べてみますと、申しわけ的にと言つておかしいですけれども、あまりどうもちやち過ぎるという感じがする。たとえば国民生活局ですか、これは四十四名ですね。これは各省を通じてそういう例が全然ない。消費者対策ということを含めての物価政策課がありまうね。たしか十七名だったと思うのですが、間違ひございませんか。

○中西政府委員 聞きなございません。

○大出委員 ところで、山村振興ということでお手元の資料を置く、あるいは置いてあるわけですが、合計十名。私は、つまりいまの企画庁の機構の中で根本的な問題がある気がするわけです。したがって、あまりあれこれで人をふやすな形をとらないと、どれもこれも複合世界で、経企庁の中自体がまとまつていないというような感じがする発言が見えるわけです。そういう点で私は一つ質問があるのであります。というのは、山村振興課を置くことも必要なのでしようけれども、いま冒頭に申し上げました経済企画庁自体を一休どう考えるのか、そのほうの人の充実ということをなぜ考えないのか。したがって、るくな——と言うと藤山先生を前に恐縮なんですが、ろくな物価対策しか立たないのではないか、こういう気がするわけですが、そこらあたり少しばくとしておりますが、後ほど詳しく述べて御質問いたしますので、長官のお考えを聞かせておいていただきたい、こう思うのであります。

○藤山国務大臣 企画庁の組織については、あるいは機能からくる組織と申しても差しつかえないと思いますが、大出委員の御指摘のような点が私はあると思います。それは企画庁が総合調整をやる、これは当然企画庁としての任務だと思いますが、ただ各省にわたりますもので総合調整をやつてしまりますのであれば非常にいいのですが、しかし、こういう新しい仕事をやります場合に、各省にわたつての仕事がありますし、率直に申しま

すと、官庁の所管争いみたいにどこへ持つていいらしいか、建設省に持つていくべきか、農林省に持つていくべきか、いろいろな問題がござります。結局はつきりきまらないから企画庁に持つていくというようなことがあります。企画庁の私など考へても、最近はだんだんいろいろなものをかかえ込むようなきらいがございます。しかし、企画庁自身の本来の目的からいえば、そういう課を持ち込まないで、どこかではつきりしていただいて、そしてその間の調整をほんとうにやつていく、そしてそういうものに人も充実し、有能な人を集めて協力していくというのが、本来の姿だと思います。大出委員の御指摘のところもそこにあります。将来の問題としてわれわれはないかと思うのでして、私もそういう点については同じような気持ちでありますけれども、現在のような実情から申して、そういう点はややあれになつております。将来の問題としてわれわれも考へていかなければならぬ、こう思つております。

○大出委員 これはことばりではないのです

が、ややといふにおっしゃったのですが、やといふよりは、全く何もできないようになつてゐるのではないか、こういう気が実はするわけです。

一、三例を冒頭にあげておきますが、長官が昨

年の十一月の記者会見のときに、公共料金の集中引

き上げという印象を国民に与えることは好ましく

ないということで、米価を一月から上げるならば

国鉄の運賃は四月なんだ、郵便料金は十月なん

だ、こういふうに発言された記事が載つておりますが、そのあくる日に長官をまじえた政府と、それから与党首脳との会合で、国鉄運賃は二月十五日ときまつて、これまで新聞に発表せられたわけであります、これは端的な一つの例なんですが、この一月の十五日から私鉄運賃を上げるという、このことについても、同様に企画

の長官のあすかり知らぬ形でいつの間にかきましている。これまた新聞に明らかにされているなど考へても、最近はだんだんいろいろなものをかかえ込むようなきらいがございます。しかし、企画庁自身の本来の目的からいえば、そういう課を持ち込まないで、どこかではつきりしていただいて、そし

て、企画庁が公聴会を開いて、経済企画庁ではこれにつ

いてどうしたらいかという内容を含めての相当

突っ込んだ論議のまゝ最中ですね。そういう時点

ですぱっと片方できまつてしまつという、こうい

う状態がなぜ出てくるか、どうしてこうなるかと

いう点を、しにくく質問なんですけれども、本質

問題ですから、お答えいただきたいと思うので

す。

○藤山國務大臣 私どもは企画庁をおあすかりし

ておる関係からして、主として物価問題の觀点か

ら公共料金の取り扱い等について意見を申し述べ、あるいはその意見に各省が順応していただく

ように考へてまいるわけです。しかし、それぞれ

各省としては所掌行政の関係の立場からも主張も

ござります。そういうものも勘案してまいります

と同時に、やはりたとえば国鉄運賃のようなもの

は国会審議をお願いしなければならぬというよ

うことで、党の国会運営の立場からも御意見が出

るわけで、そこいらをわれわれも考へまして、国

鉄の問題その他も考へいかなければならぬの

で、最大限に物価を扱つていく上において、譲歩

と申してはおかしいのですけれども、話し合いの

できる範囲内においてはわれわれもそれに応じて

いかなければならぬところがござります。した

がって、たとえば国鉄を一月一日に上げるとい

うふうに見えるのですが、いまのお話の調整な

どがどうも一つ一つ各省の考え方でどんどんきまつ

ていく。だから、そのアーリーキャギングでないと

いうふうに見えるのですが、いまのお話の調整な

どですが、本来調整できないよう、機構そのも

のがつくり上げられたときからすでにでき上がつ

てしまつているという感じがするわけです。とい

うのは、各省と経企庁との間の覚書などとし

うものがたくさんあるわけですね。一例をあげま

すと、経済企画庁の当時の次官である松村さんと

高田厚生次官との間の覚書きがありますが、こ

れは、国民生活局ができるまで経企庁と厚生省の権

限に変わらないんだということが一つ。それか

ら国民生活局の仕事をやる上で、厚生省の関係事

項については経企庁と厚生省は相互に連絡をす

る。国民生活審議会、これは例の国民生活局が事

務局になっている諮問機関ですね、の運営にあ

る。たつては、厚生省の審議会の運営と競合しないよ

うにする。こうなつてみると、これが單に厚生省

と経企庁との間だけではなくて、通産、農林、運

輸、郵政、労働、文部、これらの省とも全部覚え

書きが交換をされているわけですね。そうなる

と、物価のお目付役という形で経企庁がせつかく

それそれの立場で問題を考えるとの間

に、若干の開きがある場合がござります。それが

それそれは御意見がござります。したがつて、

たとえば物価問題において理由のある問題であつ

て、われわれもその点は若干考慮しなければなら

ぬのじゃないか、そうして一〇〇%物価に寄与し

ないまでも、そういうあるべき理由についてはやはり消費者の方にもわかつていただいて、そういう点はわれわれも消費者の方にもわかつていただかなければならぬ。しかし、どうしてもわれわれにしても納得行かぬものについては、それは厚生省等に対しても、こういう点は不合理だからどうしても改めてもらわなければならぬとということで、話し合いの上で強く要求していくということになりますかと思うのであります。そういう意味において、たとえば企画庁が何か各省を指示するという一つの権限を持つことは、内閣政治の上で考へるわけにはございません。しかし、それはいまの内閣機構の中で企画庁だけが各省を指示するという権限を持つことは、内閣政治の上で考へるわけにもまいりませんし、また考へることが適當であるかどうかということも、問題があると思ひます。したがつて、そういうような大きな問題になれば、やはり総理の各省に対する権限の中で、私どもは自分たちの考へていることを遂行していただきたいことが、機構の上においては適當である、こう考へるわけであります。要は企画庁が十分な勉強をいたしまして、そうして正確な各省の施策を把握して、そうしてそれを正当な理由として打ち出し得るかどうかという、企画庁自身の努力と勉強の問題にかかつてくると思ひます。それが国民が納得することであれば、国民の御支持を得て、各省もそれに従う。その努力をわれわれは大いにしていかなければならぬと思ひますので、権限の問題はさることながら、われわれ自身が正しい問題の把握をいたしまして、それを勉強を通じて実現に持っていく、国民の皆さん方に最も理解していただく、こういう立場によつて世論におのずから正しい考え方を支持していただく、少し回りくどい状態ではございますけれども、民主主義社会においてはやむを得ないことがあります。

コレートまで農林大臣ですからね。運輸省は運輸業一般、あるいは厚生省が医業、薬業、環境衛生などというようなことを扱っているわけですね。業種別に縦割りで各官庁が存在するわけです。その中で横の線をとらえて、経企庁というのは、物価を安定させる、あるいは下げるという、そういう仕事をしていかなければならぬ。いまの機構はそういう筋書きになつておりますね。そうしますと、この横の線での抵抗線を張つて、縦割りからくる各業種別の、つまり各物価の値上がりを向こうに回してせめて経済企画庁はこれを押さえようとする、こういう抵抗線を張つて一戦やろうといふ、そういう姿がほんとうはどんどん国民の前に出ていて、各省との間で相当な論議が展開をされて、それが浮き彫りになつていく中で、さて総理はどうするのだろうかと国民がながめているところで、こうする、ああするときまつていくのなら、長官がいま言われたことはわかるのですよ。ところが、いまの機構はあるいは人の問題だとおっしゃるけれども、あるいはそれもあるかもしれないが、今日見ていると、どこから見てもそういう状態ではないわけですね。ところで、その人の問題についても、複合世帯になつていて、経企庁内部からすると、記者の方々がいろいろ新聞等に書かれるところを見ていると、敵は政府与党ではなくて、経企庁内部にありという人がいる。つまりその内部に、ある人はどこどこの省から来た人であつて、その省の政策については、企画庁の中にはいるのだけれども、その省についてはと、いう考え方になる。したがつて、敵は内部にありという、そういう結果になつて、いる事実さえあります。ということになると、これはやはり制度、機構の問題をはつきりしないと、中におられる方が仕事ができぬ。したがつて、国民一般、消費者大衆に対する防波堤的なものにしかなつてないのではないか。また、その限度の仕事しかできぬのではないか。また、その限度の仕事しかできない今日の機構ではないかという気がするのです。そこのことろを実は先ほど来くどいよう申し上げているので、確かに長官の立場からは、どうも

感心した機構ではないと言ひ得ないかも知れぬけれども、そらあたりはやはり明らかにしていただかない、将来の日本の物価政策についての、これは与野党云々の問題じゃありませんから、そういう意味で物価に対するほんとうの横の抵抗線を張つて、政府各省と渡り合つても消費者の利益を守つていくという、そういう強い機構というものが、どこから考へても必要だという気がするわけですが、そこらについての御意見を伺いたいと思います。

○藤山国務大臣 企画庁の現状を申し上げますれば、お話しのように各省から出向の人が多い。ある程度言えば、大部分を占めているとも言えます。これは大出さんの言われるよう、それぞれ各省の意見を代表して、内部的には、その中に、たとえば何か扱う場合に、異質の者がいるのじゃないか、敵がいるのじゃないかなどとです。が、私は企画庁長官をやつておりますし、むしろ各省から出向してきていただいてる方が、幹部会等においてそれぞれ過去の経歴からの立場でいろいろまず議論をされる。そうしてその公正な議論の上に立つて、主張すべきものが出てくると、いうことになりますと、それをもつて各省に説明する、あるいは各省に要求するという場合に、必ずしも大出さんの言われるような悪い結果ではないわけでございます。それから同時に、各省から企画庁に出向してこられまして、企画庁という立場でものを判断されますと、各省にお帰りになつた上で、従来の各省だけの形で育つたときよりも、企画庁というところだとえれば物価問題を扱つてみた、あるいは山村振興を扱つてみた、そういう立場に立つて大蔵省に帰られたり、あるいは農林省に帰られたり、通産省に帰られたりということになりますと、非常に広範な知識を持つて各省に帰られてやられるので、その意味においても、私は非常に悪いとは申しません。ですから、私はむしろ各省が非常に優秀な人をどんどん出してくれて、そうして各省のそれぞれの出世街道と申してはおかしいかも知れませんが、その途中で一べき

ん、二、三年企画庁の仕事をしてみるんだといふことも、実際問題としては必要じゃないかといふような気もいたします。そこで、いまの各省と渡り合うというようなことでございますが、各省とのいろいろな渡り合いは、必ずしも新聞紙上に出てくる——大きな政策問題は別といたしまして、たとえば運賃値上げについてわれわれがどういう態度をとっているか、そしてその査定等について相当きびしい態度をとつて臨んでおるわけですが、そういうことについては、必ずしも新聞紙上にそう具体的にはあらわれてくるわけでないのでは、何か企画庁が各省の意向をのんでしまつて、るんじやないかと言われるようなところもあるわけでございますけれども、必ずしも実際の運営はそうじゅございません。ただ、企画庁自身の人員なり活動なりを全体としてもっと強化していくことで、将来、たとえば国民生活局というようなものも、これが実際に育て上がっていけば、実庭省になりますあるいは国民生活者になるというようなところまで発達していってもらうのが、将来の日本の行政機構の中では必要だ。そのときには、初めてそういう意味において分野がある。しかし、これは行政機構の改革ですから、行政監理委員会等の権限もありまして、なかなかむずかい問題でありますから、一がいに私が申してもあれですけれども、率直に私が運営をやってみますと、そういう面がございます。

が漏れてくるようになると、どうも理想を言われると長官の言うとおり動いていないという気がいたします。当面これだけ物価が上がつて、世の中が大騒ぎになっているわけですから、私は、山村振興もけつこうなんだけれども、そういう意味で経済企画庁の国民生活局なりあるいは物価政策課なんていうのは充実もせにやいかぬし、制度を変えなければいかぬ。むしろそういうものこそこの国会に出されてしまうべきだという気がするので、そことのところを実は申し上げたいわけなんです。ところで、長期計画については勧告ができる企画庁なんですが、個々の物価行政、物価についてこれを押えるという、そういう制度上の権限がない、こう考えなければならないと思うのですが、その辺のところはどうお考えになりますか。

○藤山国務大臣 個々の問題について権限がないことは、御指摘のとおりだと思います。しかし、現状におきましても、たとえば、これは私はいまの日本の行政の一つの欠点だと思いますが、法律をつくってしまえば目的を達したような感じになります。予算がとれれば、その執行にルーズになる。これと同じように、たとえば企画庁が物価問題について勧告をいたしてそういう処置をとっても、要するにあの始末がほんとうにできてもらわなければならぬので、たとえば先般の製粉大手四社の問題にいたしまして、問題は、大手四社の問題もござりますけれども、あとの三百に近い中小製粉業者をどうしていくかという問題が、この問題として大きな問題でございます。それが十分な解決をしない限りは、再び同じようなことが起こつてくる。ですから、今回の場合に大手四社を押えると同時に、将来の問題については、農林省が中小の製粉会社をどう改善していくか。そこで企画庁としても、今度は押えたというだけでなしに、あれを押えたのはこういうところに欠点があるから押さざるを得なくなつたのだ、したがつて、その点について農林省が中小製粉業者の整理なり、合同なり、近代化なり、そういうものをやっていくということを、絶えず企画庁もやつぱりそ

れをやつた立場に立ってトレースしていくて、農林省にそういう勧告をしていくて、それが行なわれていくようになつていかなければならぬ。これは運営の上でわれわれがそれを絶えず考えていくことであると、根本的対策にならぬと思います。ですから、そういう意味では、各省も企画庁が口出し、あるいは勧告することは、御迷惑かも知れませんけれども、しかし、そういう公正の立場であれば、各省もそれを尊重して、ひとつそういう面についてあとあと再びそういうことが起こらぬように、行政上やつていただくという点について、われわれもこれからは常時そういう問題について各省にあと始末についての問題を十分勧告もし、注意をしていくという立場をとつていかなければならぬ、こう思つております。

そこで、前提として一つ承つておきたいのは、長官の本会議におけるお話を聞くまでは、あらためてひとつ、四十一年度との程度の経済成長が見込まれて、物価というものは大体どうなつていくかという点について、もう一言ここで御見解を述べておいたいたきたいと思ひます。

○藤山國務大臣 一応經濟がこれから正常な運営を開けていく。過去においてそれぞれ所得倍増計画その他効果はあったわけですが、そのゆがみ、ひずみが出てきて正常でなくなる。とすれば、私ども、ここ当分の間は七%から八%くらいな成長が望ましい、こういう見地に立つておるわけです。そういうことであれば、その過程においてゆがみ、ひずみは相当直していくだらうし、その直すことによつて物価問題に対しても好影響を与えてくるということを考えておるわけでございま

す。

そこで、たとえば四十一年度の問題につきましても、一応私ども七・五%ぐらいなめどを立てた。外国で言いますれば、たとえばアメリカなら三%とか四%の成長とか、五%以上は相当高いのですが、日本のいまの現状からいえば、やはり七・五%程度の成長率を予定しなければならぬと思います。そこで、これをやつてまいりますためにどういうふうに問題を考えていくかといえば、いま非常に不景氣でございますから、その景氣を刺激しなければならぬということは当然です。ですから、大型予算が組まれることもやむを得ぬし、また当然だと思ひます、財政支出によつて景気をかあるいは港湾の整備であるとかいうようなこと

がゆがみ、ひずみの非常に大きな点でございますから、そういう面について、十分な公債発行等による財源を集中していく。そうすると、それは景気の対

策にもなりますし、同時に、それが実行に移つて、いく数年後には、その面での物価に影響する問題は逐次解決の方途に向かっていく、こうしたことになると考えられるのであります。そしていま申し上げたような七・五%という成長、これは四十一年度は、四十年度の実績が、民間設備投資といふものが五兆円近かつた予想が、四兆五千億に下がっております。そこで、民間設備投資を一応四兆五千五百億程度のものに見通したわけですが、あるいは景気が出でると民間設備投資も若干ふえるかもしれません。しかし、それは、私どもの考え方からいえば、いま非常に稼働率の悪い状態にあります。ものは、過去において非常に設備投資をしてきた大きな企業が、五〇%なり六〇%の稼働率しか持っておりません。ですから、大きな企業のほうは、景気回復と同時にすぐに設備投資の拡大をやつていただきたいで、いまの稼働率を八〇%になり九〇%に上げていくことになります主力を注いでいただく。そうして設備投資のふえていくものの多くの部分は、物価問題にも影響しております中小企業の合理化、構造改革、そういうものに金が流れしていくよう、政府が指導していく。大企業だけの過剰設備を持つていてるところがさらにシェア競争で拡大するような方向に流れしていくのを、なるべく中小企業の方に向かって、いくように政府が指導していくかなければならない。そうすれば、それがだけの民間設備投資が、過去においては大企業偏重だったのが、中小企業の体質改善に回っていくべき中小企業の方に向かって、いくように政府が指揮しますれば、十分に体質改善がその間にできる。しかもそれが景気回復にも影響してくる。こういうことで、大筋の考え方方は、そういう考え方で今後二、三年の日本経済の運営をしていくべきだ。私はこう考へて、そうして予算の場合にも、あるいは今後予算を運営していく場合におきましても、そういう立場に立つて、大蔵省はじめそれぞれ中小企業の監督官庁なり農林省なりに話もしていきし、勧告もしていきたい、こう考へておるのをございます。

般朝日新聞にも出ておりました伊東さんのように、再販価格を維持契約した人に対する、あるいはコスト計算なり何かを提出させるというようなことも、これは一つの方法じゃないか。ところが、それについても、しかしメーカーにそういうものを出させたってほんとうのものは出さぬだろうということをごぎりますが、やはりそれだけの義務を負わせれば、全然つくつたものといつてもそれを審査すればある程度わかるのですから、これは原料の値段が上がっているかどうか、また同じ値段であっても、品質が非常に向上しているということであれば——それでも値段は維持されているけれども、品質が非常によくなっているのだということであれば、これまた了解できるところもございます。ですから、再販価格の問題は全然やめちまえという問題ではなくて、何かそういうことで消費者に便利でもあり、自由競争の美点も包括できるような方法がないかということをいま実は企画室で検討いたしておりまして、物価問題懇談会等の御意見も伺っているわけでございます。そういうようなことで一応結論が出れば、私どもも、どうしたらいいかというようなことについて考えていかなければならぬ、こう思つておるわけであります。

の後市場の状況がどうなっているかということを検討して、必要なないものはこれを取り消したい、こう思つております。

それから先ほどお話をありました日薬の例でございますが、こういうものがございますれば、十四条の二の第一項に、消費者の利益を不当に害する場合この限りにあらずという規定がござりますので、そういう実態でござりますれば、指定歯科品でありますても、これを違反として処理することができると思っております。

○大出委員 違反としてなかなか処理をしてくれないものですから、それで実は今まで苦労しているのです。私は、総評本部で副議長をした時代に、物価対策委員長を三年やっているのです。だから、あの時代もずいぶん方々でものを言ったのですが、また社会党の方々を通じて問題にしてもらつたこともあるんだけれども、たとえばキャラメルを一つ例にとっても、あれができる当時のいきさつは、議事録もあるんだが、質をよくする云々といったことがくつついでいるけれども、質は悪くなつて、粒が小さくなつて、数が減るという、そういう形で維持契約制度が続けられてきたという現実もあるんです。だから、時もまたんだから、けつこうもうけたからということをやめてしまつたのでは、消費者ははまつたものではない。したがつて私はさつきの例をあげたわけなんだが、いままでその事実がわかつておつてほっぽつておか手はない。皆さん、はたして日薬の原価は幾らか、わかつておいでになるか、乗つておきたい。

○竹中(喜)政府委員 今まで私のほうは、再販売価格維持制度の運用につきまして、確かに初めのなにでありますから、かような制度もとつておりました。この間あたりから、もう少し届け出書を詳細にとつてこれを処理しなければいかぬじゃないか——それで先ほどお話をございましたけれども、維持契約制度で公正に競争が行なわれておれば、競争がありますもので、かつてな価格はなかなかつけにくくと思われますが、維持契約

が守られるような商品は、往々にして、競争といふよりも、何といいますか、嗜好品と同じように、実際上は代替品が登場してくる。それで価格は自由につけられるということで、相当高い値段がつけやすいということもありますので、そういう点は十分検討したいと思います。

それと同時に、最近指定商品以外でこの制度を用いておるものが相当地ございます。これは当然独立法違反になりますので、先般育児用のミルクあるいは洗剤につきまして、これを違反として指定しております。

○大田委員 一つだけつけ加えておきますが、だから、私は、そう単純なものではなくて、もっとコンプリケートなものだということを前置きましたのです。これは複雑なんですね。ただ、しかし、一般の皆さん、経済学者がそろってその場に当たられておるわけではないと思う。きわめて単純化してものを言わなければわからぬ。それでそういう例をとったというわけなんです。この論争は、おっしゃられるところ、また時期がまいるますから、どうかでまた取り上げたいと思っております。

ところで、いまのあのほうでおっしゃった消費者が、あっちへ行つてもこっちへ行つても値段が違うから、安いところを何軒かかけずり回つてさがさなければならぬというお話をなんですかけれども、そのことをおっしゃるなら逆な例がある。たとえばチヨコレートならチヨコレートを例にとりますと、これは森永、明治、グリコ、不二家が大メーカーで、ナガサキヤが五番目で、全国で六十九十円、何年たっても変わらないわけです。だから、建て値をくずさなければ小売り商店はたい

へんなことになつてゐるのです。というのは、どうでも十六円五十銭で仕入れて二十円で売るのですから、利益は三円五十銭、利益率は一割七分一厘ですよ。ところが、税務署のとらの巻があるので。これは私も何回か手に入れましたが、これによると、二十円のチョコレート一個に対する税金は二割三分から五分かかることになっている。そうなると、一割七分一厘しかもうからぬ。この建て値は公取が認めているのです。そうなると、一割七分一厘しか利益がないということは、二割三分から五分かけるとすれば、売り上げをこまかさなければやつていけない。これではこまかせと言わんばかりだ。そういう状態に現実になつてゐる。最近、新製品の例のココアパウダーが自由化されて、チョコレートは需要が戦前の二十倍をこえているから、どんどんつくつてゐる。原料が半額以下なんだから……。おかげさんでココアパウダーをつくつてゐる会社が、三田食品以下みなつぶれた。これは政策のミスですよ。これは外国あたりから七百円ばかりのココアパウダーが三百七十円くらいで入つてくるから、どんどん影響を受けてた。最近つくったエリートとかハイクラウンは七十円で売る。それを東光ストアに行くと、五十五円で売つています。こういうばかなこともある。小売り店の仕入れるのは幾らか。五十六円五十銭で仕入れたままでいきなり売つたって、東光ストアのほうが安い。これは何が原因か。三分から一割のリベートがあるからです。一ボール買ったのではリベートがつかないけれども、五十ボール、百ボールと買えばリベートがつくから、リベートをふとこりに入れてぶん回せば、これが五十五円で売れる。自由競争だとおっしゃるなら、そこそこは一体どういうことになるか。一軒一軒回つて安い店をさがすような再販売価格維持制度がいいということなら、いまの問題はどうするか。こういう矛盾が出てくるわけですね。じゃあ建て値九百九十円は何なんだ、協定価格ではないのかといつたら、全部同じなんだけれども、協定価格ではないのだろうと言う。しかも公取の皆さ

人は、個人的に話をすると、相手が大き過ぎると
言う。だから、的確な協定価格だという確証のある
ものをお与えいただければ、直ちにそれをやめさせますと言ふ。だがしかし、専門にそつてある公
取のほうが詳しいはずなんですよ。われわれのほう
にも、確証に近いものがあります。しかし、確
かに相手が大きいのだから、確証だと言えないと
ころに非常なむずかしさがあります。いまだに
確証にうんと近いところに行つていませんが、私
たちのほうもしかしやがて確証になるかも知れな
い。とすると、それまで公正取引委員会は何をし
たのかということになる。このチョコレートは、
申し上げておきますが、再販元価格維持制度に
入っていない。先ほどの日薬等の問題と比べてみ
れば、これは一体どういうことになるか。どちら
が問題なんだということになつてくる。しかも税
金を取るのは国なんですから、そういうばかげた
税制、税金のとらの巻なんというものをこしらえ
て税務署が徴税する。それでは小売り商店はた
まつたものではないですよ。だから、こちらのと
ころは、考えてみると、どうも前後揃着をする。
筋の通らない公取のものの考え方、あるいは政府
の考え方ということになると思う。それらは一体
どうお考えになるかという点を、私はただしてお
きたい。

そこで、いまの小売り店の販売の問題、これはお話のよう税金の問題も出てまいります。私は、今度この物価問題を取り扱っていまして、一番われわれが中心的に考えていかなければならぬことは、これは小売り商というような零細企業者いじめになつてはならぬということだと思うのです。ですから、それについて、相当に消費者の立場を擁護しながら、しかも零細企業者いじめにならぬよう、どう処置していくかということが、問題の焦点で、一つの大きな政策になつてくる。そこでいまお話しのような税金の問題等につきましても、そういうような消費者のための行政をやつていって、そして小売り商にもやはりある程度の利益を見ていただかなければならぬが、いまの日本の零細小売り商その他については必ずしも十分な利益を——一つの商品については別ですけれども、総括的にいえば、十分な収入を得ているかどうかということについて疑問がござります。ですから、小売り商いじめにならぬようにするためには、これはやはり商法上の問題、その取り扱い等についても並行して私は考えていかなければならぬ、こう思うのでございまして、その辺非常に複雑なむずかしい点がございますが、われわれ関心は、そこも含めていかなければならぬ、こう思つております。

かかったのだが、だれかとおしゃるから、うそを言つたようになるからそれを言つたのだけれども、これは確かにわざわざとおり大きいですよ。それは竹中さんがお考えになつても大きいだらうと思うのですけれども、それはなかなか協定価格だとびたつとつかめませんよ。妙なことを言つていけば、向こうは大きいからばさつとやられるということになるわけです。だから、私がさつきから言うように、公取の制度なりあるいはその機構なりというものをもう少し考えないと、どうもそういう点で消費者泣かせの面が——これは公取の皆さんのが一生懸命努力しないわけではなくて、やつても結果的にそういうことになつてゐるということでは困るというので前向きでものを言つているのですから、そのところは誤解していただきたくない。だから、後藤さんが非公式にそういうことを言われても、私もわかるから、間違いだとは思っていない。私の言いたいのは、いま私が申し上げたのは事実なんで、小売り屋さんが、私は藤山先生とは一緒の横浜なんだけれども、横浜市内に七百軒あるわけです。七百軒の小売り屋さんが寄り集まつて言うことには、実際にこの問題で苦労し抜いてる。ですから、私はそのことで調べ尽くしている。それを申し上げているのです。そうすると、片やそういうようなものが置いてあつて、片やいま言ひ口薬のようなものが置いてある。そうだとして、一体これはどういうふうにするのだ。藤山先生おっしゃるようにも、片方のほうは一軒、一軒値段が違つていい。たいへんなんだということになる。だから、再販価格維持契約制度といふものが必要であるといふ理論的な一面が出てくる。ところが、いま東光ストアに行けば、エリートやハイクラウンを五十五円で売っている。小売り店は五十六円五十銭で仕入れているものだから、仕入れて一銭も利益を得ないでも東光ストアで売るよりは高くなつて、売れないということになる。そうなつてくると、一体、こういう点は、どちらにしたつて安く買おうと思えばそこまで行かなければならぬ。そういう

ことになるので、そういうふうな点は筋の通らぬ話になりはしませんか。両方を対置してみた場合に、それをどうするのだという問題が出てくる。公取の皆さんの中では、自由取引なんだから、いまの商取引は自由なんだから、こういう自由競争が必要なんだとおっしゃるのだけれども、再販価格の側からいえば、自由競争をあえて押えた形になる。しかも決してその価格は低くはない。そういうことになると、これは大きな矛盾ではないか、これは明らかなる事実ですから。だから、そこのところを公取の皆さんの中でも御理解いただけぬかと私は申し上げておるわけであります。

○竹中(喜)政府委員 繰り返して申しますけれども、先ほどの大きいからという問題は、事実私は審査部長を六年間やつておりますので、そういうことを考えたことは全然ございません。ただ、私のほうで審決をいたしましたと、それが最高裁判所まで上訴されますから、したがって、その証拠の点については的確な証拠をつかむのはむずかしい。また、相手方もこのよろ点は研究いたしまして、全然証拠を残さないようにしていうことがありますけれども、相手が大きいからどうこうということは、私は全然考えておりません。

それから裁判の問題は、先ほど申し上げましたように、とりあえず私どもで運用の面でいろいろ考えておりますけれども、やはりこの制度自体を根本的に究明しなければいかぬのではないか。これは昭和二十八年に制度を入れるときに相当議論がありまして、一応ああいうことになりましたけれども、今日になりましたら、やはりこれは根本的に検討する必要があると思います。

○大出委員 まあ検討していただくということですから、それはわかりますからあれですけれども、先ほどの大きい小さいの争いは、まあ相手が大きいから相当慎重にやらなければならぬ、こういう意味だと私は理解をしますから、御本人に当たらぬでいただきたい。

それから次に、これは長官に承っておきたいの

ル戦争みたいなかつこうがあつちこっちにあつて、私も調べてみたわけなんですが、長官御存じのように、横浜、鶴見のキリンビールから、天沼運送という運送会社がありまして、そのビールを直接トラックに何千本か積んで伊勢佐木町あたりのキャバレーに運んでおる。こういうキャバレーでは、一晩に三千本くらい使うのです。そうすると、帳簿価格はあくまでも百十五円です。百十五円ですけれども、ところが一本について八円六十四銭というリベートがそのキャバレーに返ってくる。そうすると、帳簿価格はあくまでも百十五円だが、一本で八円六十四銭という金が返ってくるわけです。百十五円マイナス八円六十四銭イコールということで答えを出せば、それで売つてもいいわけです。ところが、もう一つ問題は、百十五円の五二・三%が税金なんです。これは世界各国に比べて日本が一番高い。アメリカは一〇・一%です。イギリスは三一・一、ドイツが八・七%、だから水みたいに安いわけです。フランスは無税です。イタリアが一九・五%、こういうことです。となると、これだけ高い五二・三%の税金を日本の政府が取っているから、百十五円に下がれば、掛ける五二・三だから、税収は大幅に減りますよ。そういう関連があります。ありますが、しかし、リベートが八円六十四銭も返つてくる。返るとなれば、それだけ高いものを飲まされている国民大衆は、たまたまものじゃない。そういうことになるでしょう。この衆議院の地下食堂で売っているビールは百四十円ですよ。彼らで仕入れているのだと聞いたら、百二十八円ですと言う。これは値上げになりましたからね。ところで最近の新聞で、ビール会社の方々がそういう意味で、ビールをちらっと見たら、百円で仕入れをやるというのになると、この下で百二十八円で仕入れて百四十円で売っているのに、百円を切れるなんといふ

う騒ぎになる。そういうばかげたことになつてしまふのです。しかもビールは、昨年からことにしてから値上がりをしているわけです。そうなると、これは適当に飲んであわだけ残つたということになると、一つ間違うと税金だけ残したことになる。五二・三%が税金ですからね。だから、そういう税金との関係はあるけれども、しかし、やはり原価はわかっているのだし、しかもそういう取引は現行を行なわれているのです。だから、そういうことをやはり放任しておくというのは——私は、やはり政治というの、國民の皆さんがこれは困るといふことについて、そこに手を当ててそのところを直してやるのが政治だと思う。そうすると、高いものを飲まされているということは百ももかかっているのだ。それを飲まなければならぬということになつてゐるわけでしょう。それを放任しておくると——これは答えは國の専売のものだから問題はありませんようけれども、そういうところは一体どういうふうにお考えになつておりますか。

○藤山國務大臣

そういうふうにかげたことになつていてもビールは、昨年からことにしてからいるわけです。そうなると、こであわだけ残つたということになつて税金だけ残したことになる。五ですからね。だから、そういう税のけれども、しかし、やはり原価のだし、しかもそういう取引は現ておくというのは——私は、やはれ、国民の皆さんがこれは困るところが相当大きいと思います。ただ問題は、それがどうかということです。これはなかなか私はむづかしいのじゃないかと思います。もしそういうものをあまり法律でやれば、やみ取引みたいなことになつて、メーカーが隠し帳簿をつくるというようになつて、こういう点はやはり経営者自身の、ほんとうは良識にまつもらつて、たとえばある程度大口でとつてもらう人については、運送費その他も軽減になるからその面だけはあれするとか、あるいは運賃そのものを別な勘定でみると、そういうことによつて実質的には値引きになる。たとえば小口で小さいオート三輪で運ぶよりも、大きいトラック一台で運ぶ、そうすれば、藏出しの全体——輸出貿易の場でも、過当競争が非常に困る」とかいうことも起こつておるので、産業秩序そのものを永久に破壊してしまつことにもなるのですから、問題の扱い方は私は非常にむずかしいと思います。ですから、販売競争があまりに過当競争になつてはいけないので、それは結局日本の産業全体——輸出貿易の場でも、過当競争が非常に困る」とかいうことはその過当競争のためにつぶれることがあります。また売り込んでいくて、あとで非常にあれするならだんだんリベートを少なくしていく、売り込んで、これは確実だと思えば少し上げていくといふこともあります。また売り込んでいくて、あとで非常にあれするならだんだんリベートを少なくしていく、売り込んで、これは確実だと思えば少し上げていくといふこともあります。また売り込んでいくて、あとで非常にあれするならだんだんリベートを少なくしていく、売り込んで、これは確実だと思えば少し上げていくといふこともあります。また売り込んでいくて、あとで非常にあれするならだんだんリベートを少なくしていく、売り込んで、これは確実だと思えば少し上げていくといふこともあります。その辺のことについては、なおわれわれも今後の問題として十分検討はしてみるつもりでございますけれども、なかなか困難な問題が

○大出番
う観点

○大出委員 私が質問している趣旨は、長官の言ふ観点と多少違うのですが、たとえばこれは酒屋さんの取り扱い数量に基づくリベート、それからいま申し上げたキャバレーリベート等の百本しか売らないところ、あるいは二百本売っているところ、あるいは千本売っているところ、たくさんあります。全部調べまして、みんなわかっています。しかし、至るところそういう隠しリベートを取つたりしておる。にもかかわらず、そのビルの値段は上げたわけですね。これは明らかに矛盾なんです。ですから、私の言っているのは、そういうときめこまかなところを押さないと、これは物価体系というのは複雑だから、端からくずれてくる。根っこを論議することは百も承知なんですが、それは見解の相違だ云々だというやりとりにしかならぬから、一番末端の具体的なことを話をしてほうが、端的にわかりやすいから申し上げておるのである。たとえば酒の例だつて、二級一本は五百円ですよ。ところが、菊の春、正宗、加茂鶴、白鹿などといって、全国に三千三百銘柄がある。三千三百もありますと、酒のメーカーは、いま盛んにあわ切り歌なんか歌つてあわを切つて酒をつくつて いるところがあるかと思えば、大工場でつくつて いるところもあるのです。千差万別ですか。にもかかわらず、法律的に幾らで売らなければならぬという法律はない。ところが、大蔵省が基準価格というものを出しておる。それは四百四十円、酒販組合が四十五円の価格協定的なものをくつけて、それで四百八十五円、地方加算金を十五円くつけて五百円で売つておるのです。これは去年の例です。片や税金を取つておるし、専売なん

ですから、そうなると、もう少し政府が手を入れる価体系であり、こういう原価であり、こういうマージンで、こういう手数料なんだから、したがってこういうふうに押える。だから、これこれ下げるというふうにやる。こういう席だから、ほんとうに立ち会つてこうだということを申し上げられないからしかたがないけれども、それをやつてみたら明確なんです。行つて調べてみればすぐわかる。いやでもおうでも下げざるを得ない。それをおやりにならうとしないところに、私は何としても納得しかねる点があるのです。ですから、四十四名の国民生活局、物価政策課が十七名という人たちで、どう飛び歩いても——私は築地の市場にも、神田の青果市場にも行つた。そこには五千人から的人が動いております。横浜の中央市場にも、何べんも行つております。幾ら行つてもなかなかわからぬ。だとすれば、物価政策課だと國民生活局だと名前はいいが、四十四人で、うち十七名が担当の課だということでは、どんなに努力されたって、間違いくそうなんだという形のものが出でてくるはずがないと思う。だから、その意味では、経済企画庁の中にこの種の局や課を置くのじやなしに、ほんとうを言うならば、物価省をつくるなり物価庁をつくるなり、やはりそれは明らかにそういう制度的なものにならがっていくということです。だから私は、わずか三人の人の問題しか議題に上つておりませんが、事経済企画庁の人をふやす云々だということだとすれば、やはり企画庁全体を考えなければならぬ。そういう時期なんだということを笑は申し上げたいわけです。いま長官の言われるのは常識ですよ。よけい買つところは下げていい、こういうことになるのは常識ですよ。常識の範囲で判断したんでは、まさに複雑ですから、割り切れるものじゃない。公取の皆さんにも来ていただきておる理由は、もうちょっととくばりものを言うべきところは、皆さんの側からも、私も具体的に言つておるのだから、言つていただかなければ、物事が前

進しない、消費大衆一般の利益という面で間違ったが起る、こう思つておるので、いまの例をあげたわけです。そこらあたりは、公取の皆さんのはうからもお答えいただきたいと思うのです。

○竹中(臺政府委員) いまビールのリベートの問題がございましたけれども、これは独占禁止法の問題ではございませんが、末端の小売りに行きましてわれわれがビールを買う場合は、どこの小売りに行つても同じ値段で売られておる。ところが、中間には非常に多くのリベートが出ておる。これは不都合ではないかとわれわれは考えておりまして、衆議院の大蔵委員会でこれが常に問題になりまして、国税庁も値上げを期に非常に強力に指導しておるようです。リベート整理は、私ども直接の問題ではございませんが、常識的に考えまして、中間業者がリベートを取る、末端はどこへ行つても同じ値段で買わされる、これはおかしいじゃないか。むしろそういうことならば値段を下げられるじゃないか、われわれはこう考えております。

ペート規制というものが原案に出て来ました。私はそれをもったことがありますけれども、成案を得たときには消えておりました。つまり30%程度に押えるという原案だったわけです。そのときの公取の皆さんの一いろんな分担がござりますから、一がいに言えないとと思うのですけれども、ある担当の方々は、やはりリベートというものは規制すべきである、こういう見解に立っておられたのです。今日、いまもお認めになつたようなりべートというものはどういうふうにお考えになつてゐるかという点が一つ。

それから長官に、これが最後ですから承つておきたいのは、通産省の側でボランタリーチェーン、つまり自由連鎖店システムを歐州やアメリカ等でやつておりますが、今回一億二千二百万円の予算がついて出てきておりますが、全国二十五回所つくるというわけですね。これが、たとえばいま例にあげましたから、ほかのことと言わずにチヨコレートのことを言いますと、あの自由連鎖店方式でいきますと、一ヵ所につき国は五百万円、中企業の高度化資金から出すというわけですね。そうすると、実際の県なら県が五百万円出して一千円。そこに業者から一千万円出さして、合計二千万円でボランタリーチェーンの本部をつくらる。事務所、会館、倉庫、配送の小型トラックなんというものをつくって、そしてあと金融機関、つまり政府の商工中金等から運転資金あるいは店舗改修資金等を出す。その高度化資金の面からいえば、一年据え置き、六年償還、無利子です。こういうことでやるうというわけで、予算がついていますね。ところが、このチヨコレートの例でいけば、個々の小売り店が一ボールなら一ボール仕入れていたものを、今度は二百店が集まつて三百ボール、四百ボール仕入れる。その場合に、何が一体ボランタリーチェーンの運転資金になるかと、百箱買えるわけです。それなりのリベートが入つて、それが運転資金のコストの中へ繰り入れ

られていくわけですね。そうなると、今度は逆の面からいふと、リベートの規制のしかたからいえれば、ボランタリーチェーンというものを小売り店につくらしても、リベートを徹底的に押えると、運輸資金に非常に困難を生じてくる。こういう逆な現象が出てくる。そうなると、物価政策といふものを一貫して立てていただかないと、片方だけに宣伝して、商業課長さんあたりが一生懸命やつてはいるのですが、いまリベートというものは不當にやり過ぎるから、抑えなければならぬ。こういう問題が出てきておるが、こういう複雑な事情にあるわけですから、そうなると、これは一本調子にものをおっしゃるのではなくて、全体としてどういうふうに物価体系といふものをとらえて、押えていくかということを明らかにしていただきぬと、せっかく経企庁あり、あるいは経企庁の中の国民生活局があり、物価政策課があり、公正取引委員会があるということになつてゐるのに、国民一般がながめてなるほどというものが何ら出てきていません。これではどうにもならぬと思うのですよ。だから、中期経済計画をこわして練り直す、それもいいけれども、物価政策とということをおっしゃるならば、そういうところまで掘り下げて、どういうふうにすれば消費者の利益であり、末端小売り商店の利益であり、メーカーと中間卸売り業者という存在はどうなるのだという、そこまでいつていただかない、再販売価格維持契約をこしらえても片づかないことになる。これはもつと例を三、四点あげて最後に申し上げようと思つたけれども、中途はんぱになりましたが、できればお答えいただきたいと思います。

ものを検討してみると、いう場合に、軽々にどうい
う改正がいいのかということを非常に言いにくく
という面が、多分にございます。いまの再販売価
格の問題についても、そういう感じがしますか
ら、したがつて、これはよほど慎重にやつていか
なければならぬ。ただ問題は、今までの政府の
施政において、物価行政というものが、そういう意
味からいえば十分に検討されてもいいないし、ある
いは行政の機構の上に、国民生活の立場に立つて
行政機能として動いてもいなかつたということで
ござりますから、これからは新しく出発した—
全然新しくとも言えないかもしれませんけれど
も、全然新しく出発して、そうして考え方、施
策を練り、そうして進めていかなければならぬ問
題であります。それらの問題の扱い方いかんに
よつては、先ほども申したように、無理に小売りな
業者の立場を苦しめてみるということになつても
いけないところもござります。したがつて、そ
ういうことについてわれわれも慎重に検討しなが
ら、また物価問題懇談会等の御意見も広く伺いな
がら、また国会等の御論議を通じて、きょうの大
出さんの議論もわれわれ十分拝聴して参考になる
わけとして、それらも取り入れながら物価行政全
般に対しても正しい行政を確立するよう努めて
まいりたい。それには、御指摘のように人も足り
ないじゃないか、何も足りないじゃないか、その
とおりだと思いますが、しかし出発点でございま
すから、ますぐに拡大するというわけにもま
りませんけれども、しかし、行政機構の中で人員
をふやさないという形をとりながらも、少なくと
も将来この問題と真剣に取り組む以上は、やはり
この問題についての機構等についても十分拡大し
てやっていくように、政府としても考えなければ
ならぬ、こう思つております。

販売価格維持制度にからみまして、小売り商のマージンを非常にしばり、再販価格を維持するためにあとで大きいリペートを出すという問題が出てきておりますので、そうなつてまいりますと、単に値引きと考えていいかどうか、非常に問題があると思います。その点は私ども認識しておりますので、これからもそういう点の検討をしなければならぬと考えております。

○大出委員 制度的に、人的に、三人という目的はわかるのですが、どうも企画庁なるものが軽視され過ぎて、かすみの中にますますかすむのではないかという心配がありますので、藤山さんあたりがおやりになつて、それらの点について、もうちょっとと思いつつ拡大案をお考えになつて、こういうことをやるのだから、これだけの人をふやして、これだけの機構にするのだ、これだけの権限を与える、こういう形にしていただきたいという気がするわけです。公取の皆さんにも、その人を責めるのではなくて、今日残念ながら、御縁があつてだいぶ連絡がとれておりますけれども、あまりといえどさびし過ぎる公取ですから、そういう意味でひとつその方面にももう少し職責を果たせるような機構と人員、こういうふうにしていただきたい、こういうことを申し上げて終わりたいと思います。

○木村委員長 受田新吉君。

○受田委員 あまり時間かけないようにしてなげればならぬ点もあるわけですが、ポイントを押えて、二、三點お尋ねします。

今度の改正案は、定員を農林省から三人ほど山村振興のために経済企画庁へ回すという、きわめて單調な法案であることは、よく理解できます。この機会に、この法案に直結する問題を一つお尋ねして、残余の一、二点をただししたいと思うのです。

山村振興法が去年国会を通りまして、いま実施されておるのですけれども、これは少なくともすでに一年に近い実施期間があるので、山村総合開発計画というものは、一応立案がてきておるの

省から持つてくるという法案でございますから、三人の方々にさうそく具体的に仕事をしていただき準備ができますが、一応山村基本計画の骨子だけ、ちょっと進行しておる経過報告をしていただきたいのです。

○鹿野政府委員 先ほどの委員の御質問の中でもお答えいたしましたけれども、端的に言いまして、まだ振興計画はできておりません。ただいまは振興山村を指定するということで、七十二の山村について申請が出ておりますので、それの審査、指定をしたあとで振興計画を都道府県知事がつくって、企画庁のほうへ提出し、内閣総理大臣の承認を求める、そういう段取りになります。

○愛田委員 この山村振興法の中にも国土総合開発法の地方開発計画などと調和をとりながらやることなどが書いてあるのですが、国土総合開発計画の中に、地域開発について特に総理大臣が勧告権を持っておるわけですね。その勧告の中で、山村振興に関する勧告が出たことがあるかないか。昭和二十五年以來十六年、この国土総合開発法が実施されておるのでございますが……。

○鹿野政府委員 特に山村に限つての勧告が出たというふうには覚えておりません。

○受田委員 国土調査法というものがもう一つあります。これは国土総合開発計画を裏づける大事な法律でございますが、これは御担当ですか。

○鹿野政府委員 担当でございます。

○受田委員 これにもやはり地籍調査等の勧告権を総理が持つている。これについて山村に関するものは勧告をされてない、やはり同様にそういう了解でよろしくございますか。

○鹿野政府委員 國土調査法についての勧告がどの程度地域別に出ているかということについて、現在正確に把握いたしておりませんので、十分お答えできないかと思います。

○受田委員 この国土総合開発の中に占める山村とか離島とか、これは後進地域と称する地域で、非常に不幸な運命を背負うた地域であります。が、

そこへ今度力点を置こうというので、離島に相次いでこの山村振興法ができた。これは私は大いに祝福していいことだと思っておるのです。ただ形だけだけで中身を伴わないようなことではしようがないのでございますが、離島振興についてはもう相当進歩した施策がとられておる。今度も学校施設等に対する国庫補助率を引き上げて高率に引き上げようという動きもあるわけでござりますが、山村は、この離島振興法と大体相調和できるような形に計画を進めて、国の施策をとろうという目標でございますが、一方はやはりおくれざるを得ないという形になりますか、基本的なお考えを伺います。

○鹿野政府委員 地域的に見まして、山村と離島を比べますと、一般的には離島のほうが本土と隔絶しているという条件がございまして、ある意味ではおくれてもおり、また不利な立場にあるらうかと思います。ただ、山村の中にも部分的には離島と比較してさらにもしろお氣の毒のような状態のところもあるらうかと思いますが、一般的に見た場合は、山村地域につきましては、今度の開発地域、整備地域との連絡というものもとられますし、そういう点からいいますと、山村地域のほうが条件的には有利かと思います。ただ、離島のほうが昭和二十八年の法律以来、長きにわたって振興計画を立て、またその振興を進めてきておりますので、かなり離島のほうにはいろんな意味での施策が行き届いておりますが、山村については、どちらかといふと長い間置き去りになつてゐる点がございまして、その点について、これから大いに山村振興計画を立てながら、山村地域の充実をはかつていただきたい、振興をはかつていただきたい、ふうに考えております。ある意味では若干離島から時間的にもおくれておりまして、部分的には離島に対する対策ほどは行き届かない面もあるうかと思ひますが、できるだけ離島対策に近づけるような形で進めていきたいと考えております。

対象になるわけでございますが、縱貫道路、高速
自道路などができる場合は、山村に非常につなが
りのあるところは利用されるようになってくると
思うのです。山村振興法の対象になるところがか
かってくる。そういう際に、国土調査法などの調
査にあたって、その調査の成果を非常に不利にさ
せるとか、あるいは秘密を暴露するとかいうよう
な形で国土調査に悪影響を与えるようなものに対
しては、懲役あるいは罰金刑を科して処分するよ
うな形のものができております。これは法律の中
にうたつてあるわけですが、現実の問題として、
そういう罰則を受けてきたような事例があるかな
いか。これはやはり国民、協力する側のほうから
見て、国土総合開発、国土調査に対する協力ぶり
というものを見る一つのパロメータになると想い
ますが、この調査法の罰則を適用されたような事
例が各所に起こつておるか、あるいはそういうも
のは今までなかつたという形のものか。資料が
なければけつこうでございます。

職員を入れまして十名ほどでやつております。そのうち大部分は、農林省の出身の方が山村振興の任事に携わっておられる。山村振興の仕事の内容そのものが、非常に農林省に密接な関係のあるお仕事が多うございます。一つの中心をなす山村地域の特別開発事業も、農林省の予算でおやりになります。林野系統の予算も、ほとんど農林省のほうで実行されることになつてゐる。また、道路のほうにつきましても、建設省の道路もござりますが、林道あり農道ありといふことで、山村振興の具体的な仕事の大半は、農林省のほうのお仕事に關係のあるお仕事であると思います。そういう意味で、農林省の方々がかなり多く山村振興課に手伝うとありますから、協力ということことで来ていただきましたものですから、農林省のほうから定員を企画庁のほうに移して、経済企画庁の職員としていただくということをございます。建設省のほうからも、いだらうというお考えにも御同意していただきましたのですが、農林省のほうからとりあえず三名を移して、経済企画庁の職員としていたたいていただいておりますが、それらはまだ建設省のほうの定員になつておる次第でございます。

○受田委員 特に山村の生活環境などをよくするという意味から言ひなれば、やはり厚生省の職員なども一人くらいは来て、総合的に山村開発を考えいくという必要があると思います。建設省はまだ定員が移つておらぬということをございますが、事実手伝いをしていただいておる。厚生省の関係からも、そういう僻地の厚生施設その他を専門的に研究する人が協力するというような形で、総合的な山村振興をはかれるよう御留意を願いたいと思います。

機構上の問題として、経済企画庁の付属機関についてちょっとお尋ねしてみたいのですが、長官の付属機関に經濟審議会というのがある。また地盤沈下対策審議会もあれば、国民生活審議会といふものもある。総理府の付属機関で、ちょうど經企画庁のやつておられるお仕事に直結する特殊

して、経済企画庁長官がその庶務をやつておる。したがつて、それは総理府に置かれておる。ところが、経済審議会のようなものは、これは企画庁長官固有の権限の職務でもござりますので、企画庁に置かれておる、こういうふうな形になつております。

○受田委員 大体筋合いはそういう筋合いということはわかる。ところが、現実に地盤沈下対策にしても、ただ単に経済企画庁だけが考慮すべきではないし、特殊土じょうにして同じことです。これは各省にまたがるという解釈にいくならば、みなまたがらせなければならない。特に特殊土じょう地帶なども総理府に残しておくといふのは、これは特殊土じょうですから、地盤沈下と全く性格は同じだ。各省にまたがるといえばまたがるし、経済企画庁の単独の業務といえばそういうふうに言えないこともないわけなんですがね。

○鹿野政府委員 特殊土じょう地帶の法律は、特殊土じょう地帶の法律として議員立法で提案され、でき上がった法律ですが、その場合に、おっしゃるように総合的な問題があるというので総理府の付属機関にされたわけですが、地盤沈下の関係につきましては、たまさか地盤沈下の問題が起こりまして、各省どこでも扱うところがございませんので、特に地盤沈下の関係について法律が提案されたわけではなく、企画庁でこれを扱うといふふうなことで、企画庁の付属機関に設置されたような形になつております。多分に経過的な問題があらうかと思います。

○受田委員 これは、付属機関の設置のしかたは、議員提案で出された法律であれば総理府に持っていく、そうでない場合は各省に持っていくとかいう筋合いのものでは私はないと思う。設置の機関をどこへ置くかということについては、各省のなわ張りということではなく、もつと高度の整理統合をして、まぎらわしいような形のものは一本にしておけばいいし、それから総理府へ置くべきものであるならば、総理府でできるだけこれを引き受けでもらつて、経済企画庁あるいは各省別

にあります。一応の現在の分界はそういう形になつております。一応の現在の分界はそういう形になつております。

○受田委員 私は、むしろ国民生活審議会のこときは、これを総理府に置くべきだ。これは国民全般に於ける問題でありますから、國務大臣と聞いても藤山さん、やはり付属機関の置き方ですね、ちょっとと思いつきで置かれておる危険が多分にあると思うのです。ひとつ今後十分検討していただいて、適正妥当な措置をしていただきたい。またので、十分検討した上で今後考えてまいります。

○藤山国務大臣 いま受田委員の御指摘もございましたので、十分検討した上で今後考えてまいります。

○澄田政府委員 ただいまちょっと説明がやや不徹底でございましたので、もう一度いまの点の基本的な考え方を補足説明をさせていただきます。いまの企画庁の設置法によりますと、企画庁の権限は、分けますと大きく二つに分かれております。一つは企画庁長官が直接その権限を行使する。この中は、基本的な経済計画とか経済政策とか、こういったようなものに関する事項が多いわけであります。そのあとにいろいろ法律を列举いたしまして、その法律に基づく内閣総理大臣の権限について企画庁長官がこれを補佐する、こういうことがございます。この場合は内閣総理大臣の権限になつております。企画庁長官はその補佐をする、こうしたことになつております。そこに国土総合開発法から始まりまして、電源開発法とか離島振興法とか各地方の開発法、あるいはいまの山村振興法等も列挙されております。この列挙されている事項について置かれております審議会は、これは本来総理大臣の権限でございまして、企画庁長官はこれを補佐するという形でございますので、その分界の間においては、先ほど御示下の地盤沈下等、どちらにも考えられるじゃないかとうものもございますが、一応内閣総理大臣の権限に属する法律に関連して置かれております審議会等は、これは総理府に置かれる、こういう形になつております。一応の現在の分界はそういう形になつております。

○藤山国務大臣　運営面から見たのといまの法制上の問題から来た面とが食い違つてゐるところが、御指摘のところだと思います。今後、そういう問題について政治的な配慮の上に立つて、非常に国民総体に重要な問題であるという場合には、それらの内容等も考えて、今後十分考えてまいります。

○受田委員　審議会には、郵便料金の値上げをする郵政審議会等があるし、運輸審議会は国鉄運賃を値上げする審議会になつてゐる。ところが、運輸審議会などを見ても、国鉄並びに私鉄運賃の値上げなどは、公聴会で公述された人々の声のほとんど大半が値上げ反対ですわね。にもかかわらず、諮問をしたけれども、結果的には値上げをしてゐる。これは審議会の委員に選ばれた人の顔ぶれというものが、やはり政府の息のかかつたようなかつこうで、ほんのちょっぴりほど大衆代表のような者が入つて、あとは学識経験者と称して政府の意図を尊重するような形の人々を選んでおられるから、公述人の声は圧倒的に値上げ反対が多くても、結果的にはこれを値上げしてくるというふうになつておるのですね。こういう国民の実態と、大衆の中から人を出しているという意味で、総評の事務局あるいは自動車産業労働組合の代表者と、いうようなものがぱつりぱつり出ておるだけで、あとを見ると、大体これは政府の意図を尊重しきれないお方々のように見えてしようがないのです。とであつて、現に国民生活審議会というものが、私、委員の顔ぶれを調べてみますと、これは相当

○中西政府委員 国民生活審議会は、国民生活局が設置されました以後、開催を何回となく続けております。国民生活審議会の審議会総会といいますか、全体会議でお取り扱いになった件を申し上げますと、一番初めは、川崎市で住宅災害がございました。あれに関連して、ああいう災害防止について警察、消防あるいは建設省、地方公共団体等についてそれぞれるべき措置を強く建議するということです。建議をなさっておりました。その後、それについての報告を関係各省庁から受けておりますが、この建議の大きな柱は、災害が起こりましてから事後措置をするという姿勢でなしに、先手でそういう災害が起こらないように対処すべきであるというような考え方でのものでござります。それぞれ関係各省庁で最近における対策を報告しまして、その御批判をさらに受けるというようなことを続けております。

それから昨年の暮れになりまして、物価に対する、物価対策についての建議をいたしておられます。これにつきましては新聞等でも出たのでござりますけれども、三十六年以降のいろいろな物価対策についての反省をすべきであるという点と、新しい姿勢で政府は物価対策と取り組むべきである。特に生産性のおくれた分野の問題、あるいは競争条件の問題、あるいは具体的には公正取引委員会の定員、機構を充実しろというようなお話をございました。それを受けまして、昭和四十一年度の予算の編成に際しまして、從来それぞれの各省庁と大蔵省で予算が編成されておりましたが、十幾つかの項目にわたりまして経済企画庁としても考え方をもちまして、主計局にいろいろ要望をいたしたというような経緯がござります。

それから、これは建議ではございませんが、猶期の解禁時期にあたりまして、猶区の中あるいはが三十六年六月以来設置されておるが、どういうふうに政府は施策をおとりになったのか、どなたからでもけつこうです。

府の外で銃砲による争いが災害が起きたときに作成されています。それについては建議まではいつておりませんが、実情を調査するということで関係省庁の報告を聞きまして、今後そういうことのないように対処するよう総会として要望をされたことがございます。

それから国民生活全般にわたりまして——物価と限りませんですが、全般にわたっての予算編成上留意すべき事項ということで審議会が建議されたのは、これもやはり年末でございます。

そのほか、消費者保護部会、これは消費者保護あるいは消費者教育ということを柱にした部会でございますが、大体東京で月二回ほど行なつておりますが、一回は大阪に出向きまして、現地の実情等の聴取あるいは調査をされております。そのほかに政策部会あるいは計量部会がございます。いずれも月二回ほど開いておられます。

○受田委員 そのくらいでおいてけつこうです。いま幾つかの挙例をされたわけですが、実質的に効果のあるような答申のされていることも承つておるわけです。ただ、ここで国民生活全体に関する基本問題を審議する審議会というのが一つあります。これは国民生活局が、経済企画庁が十分取つ組んで実践をはかつていくという過程の中で、先ほどから議論になっておる物価問題、それをいま一つ物価政策を国民生活審議会が出しておる。けれども、もう一つ物価問題懇談会というのがある。これは全く経済企画庁の思いつきの私的諮問機関のようなものであると聞いています。会合もありやつておらぬ、まだ政府を動かさずような意見も述べておらぬようだ。これは長官、この思いつき懇談会というようなものは、これはひとつおやめになられて、ちゃんと国民生活審議会があつて、そこで物価政策をびつと打ち出しておる。その上にさらにこういう屋上屋を重ねて、あまり用をなさぬような懇談会がある。去年の十月からでき上がつたばかりですから、たいした期間もたつていませんけれども、ひとつもし物価問題と真剣に取つ組むなら、さつき大出君もちよつ

と触れておつたが、私自身も、この機構改革について、国民の消費生活という経済目標としては、健康で文化的な生活を営ませるのがわれわれの経済の最終目標だと思うのですが、その目標にタッチする大事な問題と取つ組む機関に、懇談会のようなもので茶を濁すようなことをしないで、ひとりつぱな、もつとより強度な、より高度な機関をつくられて、そして民間の意見が十分反映されるような形にしていただきたい。地方公営企業制度調査会ですか、これらが公共料金の地方の関係を扱つておるし、郵政審議会とか運輸審議会の顔ぶれを見てください、もうこれは官製人選ですよ。ほかのところへ行き場がなくなつた方に、世界をおやめになつた、代議士もおやめになられた、しかし、行き場がないからここへ置いておく

うな形の——公共料金の場合の審議会の例をあげたのですが、もっと大衆の中から真剣に取つ組む代表者を選び出して、そこで総合的な検討をしてもらいうながつこうにしていただきたい。私の点を非常に危惧しておるものですから……。

○藤山国務大臣 物価問題懇談会につきましては、いま受田委員のおっしゃるような誤解が非常に強いかと思います。昨日も参議院の質問で、物価問題懇談会は物価上昇の懇談会ではないかと

いう御質問がありました。これは全く違うのでございまして、ただいま申し上げました国民生活審議会の答申を受けまして、そうして企画庁の中に懇談会をつくったわけなんです。これを法制上の懇談会にするかしないかという問題は、そのとき私どもも検討しました。從来、国会等におきま

して、組織法の中にのける委員会、懇談会が多過ぎる、こういうものは整理しろという非常な御意見もございました。したがって、われわれはこの物価問題懇談会を企画庁の私的機関と申しますが、私の諮問機関としてつくりまして、その実績があがつきましたら、それを組織法上の懇談

制もするし、あるいはそれらに対する先ほどのお話をのように、価格の値上げあるいは料金の値上げ等に対して監督をしていくことが必要であるのでございますが、同時に国民生活局でやつておられますものは、一つは消費者の教育ということでおざいます。物価問題は、消費者の協力なしではなかなか十分できない。そこで消費者の判断といふものが、私は非常に大事なことじやないかと思う。たとえば、同一化粧品等につきましても、内容のいかんにかかわらず、包装がいい、あるいは高ければいい品物だというような判断でなしに、安くとも品質のいいものがあるのだ、これは外國品と日本品にもいえますし、日本品の中でもいえることで、こういうものに対する消費者の十分な話——いまお話しのようないくつかの問題等につきましても、同じことが消費者の立場から選択が十分にされる。そうしてその声が出てくるということが大切なことだと思う。したがって、国民生活局としても、消費者の教育という問題あるいは消費者団体との連係という問題、これは非常に大事なことだと思います。やはり消費者の声が大きく政治の上に、各方面に反映することが——たとえばよく圧力団体といふことが各種のものにいわれておりますが從来行なわれているような圧力団体というものがどうであるかと、ということは別として、國民大衆全体の意向がこういうふうにあらはして、あるいは持ち場からいって、どうあるべきかというような正しい判断、それはたとえば運賃の値上げその他に、国鉄の事情からいって、あるいは持ち場からいって、どうあるべきかといふことについて、理解がなければいけぬ。ただ運賃値上げ反対だというだけでなしに、運賃をこの程度上げるのはある場合にはやむを得ぬ、しかしこれ以上はこの際上げてもらいたくないとか、いろいろそういう実質的な問題について、消費者が正しい判断の上に政治に発言もされ、協力もされること、私は非常に大事だと思います。そういう意味において、御指摘もございましたように、われわれも消費大衆の意向をつかんでまいらなければなりませんが、同時に消費大衆の

話のよう、価格の値上げあるいは料金の値上げ等に対して監督をしていくことが必要であるのでござります。物価問題は、消費者の教育といふことはなかなか十分できない。そこで消費者の判断とはなかなか十分できない。そこで消費者の判断といふものが、私は非常に大事なことじやないかと思う。たとえば、同一化粧品等につきましても、内容のいかんにかかわらず、包装がいい、あるいは高ければいい品物だというような判断でなしに、安くとも品質のいいものがあるのだ、これは外國品と日本品にもいえますし、日本品の中でもいえることで、こういうものに対する消費者の十分な話——いまお話しのようないくつかの問題等につきましても、同じことが消費者の立場から選択が十分にされる。そうしてその声が出てくるということが大切なことだと思う。したがって、国民生活局としても、消費者の教育といふこと、これは非常に大事なことだと思います。やはり消費者の声が大きく政治の上に、各方面に反映することが——たとえばよく圧力団体といふことが各種のものにいわれておりますが從来行なわれているような圧力団体というものがどうであるかと、ということは別として、國民大衆全体の意向がこういうふうにあらはして、あるいは持ち場からいって、どうあるべきかといふことについて、理解がなければいけぬ。ただ運賃値上げ反対だというだけでなしに、運賃をこの程度上げるのはある場合にはやむを得ぬ、しかしこれ以上はこの際上げてもらいたくないとか、いろいろそういう実質的な問題について、消費者が正しい判断の上に政治に発言もされ、協力もされること、私は非常に大事だと思います。そういう意味において、御指摘もございましたように、われわれも消費大衆の意向をつかんでまいらなければなりませんが、同時に消費大衆の

意向といふものが正しい形において行なわれなければならぬと思ひますので、その意味において消費者を教育していくことも非常に大事でござります。物価問題は、消費者の協力なしではなかなか十分できない。そこで消費者の判断といふものが、私は非常に大事なことじやないかと思う。たとえば、同一化粧品等につきましても、内容のいかんにかかわらず、包装がいい、あるいは高ければいい品物だというような判断でなしに、安くとも品質のいいものがあるのだ、これは外國品と日本品にもいえますし、日本品の中でもいえることで、こういうものに対する消費者の十分な話——いまお話しのようないくつかの問題等につきましても、同じことが消費者の立場から選択が十分にされる。そうしてその声が出てくるということが大切なことだと思う。したがって、国民生活局としても、消費者の教育といふこと、これは非常に大事なことだと思います。やはり消費者の声が大きく政治の上に、各方面に反映することが——たとえばよく圧力団体といふことが各種のものにいわれておりますが從来行なわれているような圧力団体というものがどうであるかと、ということは別として、國民大衆全体の意向がこういうふうにあらはして、あるいは持ち場からいって、どうあるべきかといふことについて、理解がなければいけぬ。ただ運賃値上げ反対だというだけでなしに、運賃をこの程度上げるのはある場合にはやむを得ぬ、しかしこれ以上はこの際上げてもらいたくないとか、いろいろそういう実質的な問題について、消費者が正しい判断の上に政治に発言もされ、協力もされること、私は非常に大事だと思います。そういう意味において、御指摘もございましたように、われわれも消費大衆の意向をつかんでまいらなければなりませんが、同時に消費大衆の

意向といふものが正しい形において行なわれなければならぬと思ひますので、その意味において消費者を教育していくことも非常に大事でござります。物価問題は、消費者の協力なしではなかなか十分できない。そこで消費者の判断といふものが、私は非常に大事なことじやないかと思う。たとえば、同一化粧品等につきましても、内容のいかんにかかわらず、包装がいい、あるいは高ければいい品物だというような判断でなしに、安くとも品質のいいものがあるのだ、これは外國品と日本品にもいえますし、日本品の中でもいえることで、こういうものに対する消費者の十分な話——いまお話しのようないくつかの問題等につきましても、同じことが消費者の立場から選択が十分にされる。そうしてその声が出てくるということが大切なことだと思う。したがって、国民生活局としても、消費者の教育といふこと、これは非常に大事なことだと思います。やはり消費者の声が大きく政治の上に、各方面に反映することが——たとえばよく圧力団体といふことが各種のものにいわれておりますが從来行なわれているような圧力団体というものがどうであるかと、ということは別として、國民大衆全体の意向がこういうふうにあらはして、あるいは持ち場からいって、どうあるべきかといふことについて、理解がなければいけぬ。ただ運賃値上げ反対だというだけでなしに、運賃をこの程度上げるのはある場合にはやむを得ぬ、しかしこれ以上はこの際上げてもらいたくないとか、いろいろそういう実質的な問題について、消費者が正しい判断の上に政治に発言もされ、協力もされること、私は非常に大事だと思います。そういう意味において、御指摘もございましたように、われわれも消費大衆の意向をつかんでまいらなければなりませんが、同時に消費大衆の

○受田委員

これで終わりですけれども、私希望を申し上げておくのですが、いまのマスコミを通じて商品の宣伝ですね。一般消費者は、薬品にして、栄養剤と称してくだらぬものを使用して消費生活を苦しめておる。宣伝に対する統制という

ことは問題でござりますけれども、こういうことは——消費者の教育といま仰せられました。これは非常に大事なことです、こういう宣伝費には

それからいま御指摘のように、方々にあまり美観を呈しないような広告が乱立するというようなことについては、国民生活局としても、国民生活環境の改善という問題を取り上げて、国民生活の仕事の一つの部類でござりますから、そういう問題については今後とも国民生活局として努力してまいります。

○受田委員 終わります。

午後一時五十七分散会

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時

午後三時

午後四時

午後五時

午後六時

午後七時

午後八時

午後九時

午後十時

午後十一時

午後十二時

午後一時

午後二時</p